

第 11 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 2 日)

平成 19 年 1 2 月 1 2 日 (水曜日)

議事日程

平成 19 年 1 2 月 1 2 日 午前 9 時 3 0 分開議

1. 開議宣告

1. 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告順	議席番号	氏 名	質 問 事 項
1	18	沢田正己	1. 企業誘致について
2	8	岩井美保子	1. 在宅介護について 2. 大山診療所について
3	5	敦賀亀義	1. 土砂災害防止対策について
4	20	西山富三郎	1. 自治体にとっての危機とは何か 2. 担当事務・事務事業の実態は 3. 劇団「すだち」の全同教報告に学びたい
5	2	西尾寿博	1. 県西部広域リサイクルプラザ
6	6	森田増範	1. 農地・水・環境保全向上対策事業の集落出前推進を 2. 文化祭の町一会場化について
7	11	諸遊壊司	1. 大山寺に「大山ソバ工房」を 2. 町内巡回バスについて提言 3. 行政組織・機構の見直しについて
8	9	秋田美喜雄	1. 農業問題について
9	3	吉原美智恵	1. 学校給食法改正に向けての取り組みは 2. 大山町における小規模作業所への対応は
10	13	小原力三	1. 農家に支援を
11	16	椎木学	1. なぜ今、分庁方式か？ その周知方法は？
12	1	近藤大介	1. 西部広域行政管理組合での入札妨害事件について

1 3	4	遠藤 幸子	1. 地域を支える人づくりについて
1 4	1 4	岡田 聰	1. 医療・介護サービス向上について 2. 教育改革関連三法案の成立でどう変わるか

本日の会議に付した事件

1. 開議宣告

1. 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告順	議席番号	氏名	質問事項
1	1 8	沢田 正己	1. 企業誘致について
2	8	岩井 美保子	1. 在宅介護について 2. 大山診療所について
3	5	敦賀 亀義	1. 土砂災害防止対策について
4	2 0	西山 富三郎	1. 自治体にとっての危機とは何か 2. 担当事務・事務事業の実態は 3. 劇団「すだち」の全同教報告に学びたい
5	2	西尾 寿博	1. 県西部広域リサイクルプラザ
6	6	森田 増範	1. 農地・水・環境保全向上対策事業の集落出前推進を 2. 文化祭の町一会場化について
7	1 1	諸遊 壊司	1. 大山寺に「大山ソバ工房」を 2. 町内巡回バスについて提言 3. 行政組織・機構の見直しについて
8	9	秋田 美喜雄	1. 農業問題について
9	3	吉原 美智恵	1. 学校給食法改正に向けての取り組みは 2. 大山町における小規模作業所への対応は
1 0	1 3	小原 力三	1. 農家に支援を

出席議員（21名）

1番 近藤大介	2番 西尾寿博
3番 吉原美智恵	4番 遠藤幸子
5番 敦賀亀義	6番 森田増範
7番 川島正寿	8番 岩井美保子
	(午後2時8分～退席)
9番 秋田美喜雄	10番 尾古博文
11番 諸遊壤司	12番 足立敏雄
13番 小原力三	14番 岡田聰
15番 二宮淳一	16番 椎木学
17番 野口俊明	18番 沢田正己
19番 荒松廣志	20番 西山富三郎
	(午後1時25分～1時35分離席)
21番 鹿島功	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸遊雅照 書記 …………… 汐田美穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山口隆之	副町長…………… 田中祥二
教育委員長 …………… 小原康正	教育長 …………… 山田晋
大山支所長 …………… 河崎博光	中山支所長 …………… 福田勝清
総務課長 …………… 田中豊	企画情報課長 …………… 小谷正寿
住民生活課長 …………… 後藤透	税務課長 …………… 野間一成
地域整備課長 …………… 押村彰文	農林水産課長 …………… 池本義親
水道課長 …………… 小西正記	福祉保健課長 …………… 戸野隆弘
人権推進課長 …………… 近藤照秋	教育次長…………… 狩野実
社会教育課長 …………… 麴谷昭久	幼児教育課長…………… 高木佐奈江
観光商工課長 …………… 福留弘明	大山振興課長…………… 斉藤淳
診療所事務局長…………… 中田豊三	農業委員会事務局長…高見晴美

午前9時30分 開会

開議宣告

○議長（鹿島 功君） みなさんおはようございます。ただいまの出席議員数は21人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（鹿島 功君） 日程第1、ただいまより一般質問を行ないます。通告順に発言を許します。18番、沢田正己君。

○議員（18番 沢田正己君） おはようございます。私は企業誘致についてということで通告いたしておりますが、この問題につきましては、9月の定例会で森田議員の方からこういう質問が出ておったわけでございまして、私も町長の回答の文章をよく読んでおりますけれども、私はなお身近な問題で町長に質問してみたいと思います。

森田議員の質問に対して町長は、企業誘致ということについては大変難しいということの回答でございましたけれども、この問題については、副町長に責任をもってやってみようということでしたが、ところが昨日の全員協議会の中で、企業誘致でまだ内定でございまして、タグチ工業という企業がどうも誘致できるということございまして、副町長の手腕はたいしたものだなど、2カ月や3カ月の間に企業誘致のそのなにができたということは非常に喜ばしいことでもあるし、本当に感謝を申し上げる次第でございます。そういうことからいたしまして、大変難しいとは言いながら、私は身近な問題で質問してみたいと思いますが、町長もよくご承知のとおり、大山町は農業町でございますし、なお水田を目的とした農業でございまして、ところが5年前は、米一俵が2万円しておりました、ところが5年後の現在にいたっては一俵が1万円、これは大きな農家に対する負担は大きいし、仮に反当に7俵とってみたところで今年あたりは、指数が9.7とか9.3とか言っております、反当に約7俵。そうした場合1反に7万円、いったいこれで生活できるだろうか、一町作って70万。おそらくこれは年金で生活していかんととても水稲百姓では生活できんだろうというような感じがします。

ところで私は選果場で人夫の世話をさしていただいておりますが、10年前は男の人夫はおりませんので、女の人夫を男の日当で使っておったものです。今年辺りはどうでしょう。男の人夫が多くて、女の仕事の把入れとか皮はぎのところに行ってもらっている。それから考えてみると、大きなこりや、早く言えば仕事がないんだと。ところが話を聞いて見ますと、「まあ、遊んどるよりしかたがないだけ、出てきて4,000円でも5,000円でももらった方がいいがな」というのが人夫

の声でございます。そのくらい不況が続いているという原因は何かといいますと、最もご存知のとおり、企業誘致がもう一つありますし、それから雇用の促進がなされていない。ほとんどの出ておられる人夫の方にその話を聞いてみますと、「百姓で息子におれって言ったっておらせようがないだけな、仕事が無いだけ」。こういうことからして農家の方におかれましては、農閑期の時には、公共事業に出て働いておられるわけなんです、その公共事業も、今年の国の予算を見てでも、来年度の国の予算を見てでも3%減額しますよということを言っておりますが、ところが福田内閣におかれましては、平成20年度の予算書を見ても、地方再生を重点に予算を組まなならん、ということを言っておりますけれど、また新聞で傍らでそういう予算がほんにあるだろうかということも言っております、非常に農家の方、又地方の方においては苦しい状態が続いていることが立証できると思います。

そういうことで、一体ならどういふことで高齢者ばかり残って若者がおらんといふたいどうなるのかということでございますけれども、その高齢者の実態を調べてみましても、大山町が31.7%。ゼロから14歳までが11.6%です。15歳から64歳までが56.7%、それで高齢者が31.7%あるということなんです。ところが日南町を見てみますと、ゼロ歳から14歳までが9.5%、15歳から64歳までが44.6%、高齢者が45.9%です。それから米子市をみてみますと、0歳から14歳までが14.6%、15歳から64歳までが63.2%、それで高齢者の率が22.1%ということでございます。これも何であろうにその別に日南町をとってみましても日南町の方がこれはいつまでも長生きしてるという意味ではなくして、若者が少ないから高齢者の率が高くなるというのが現実でございます。

大山町を見てみましても、先ほど話しましたとおり、百姓をしておって息子におれって言ったって息子に小遣いやるほどの銭がないがなというのが人夫の声でした。これは何が何でもとにかく雇用に重点的に考えていただき、それには企業を一つ優先せなならんというふうに私は考えます。そういう意味からいたしまして、先ほど申しましたとおり、企業誘致につきましては大変難しいということでございますけれども、町長、副町長の手腕によって、企業誘致が一つ入ってくるということでございます。私も「何と沢田が言ったが、一つ何とか企業誘致、探してやらないけんがな」という回答が欲しいわけでございます。

そういうことからいたしまして、ここにも挙げておりますように、町営住宅に住んでおられる方が、「また住宅が空きましたよ」とこれをよく耳にするわけでございますが、ところがこれは何で出るだろ。結局、職が無いから出ていくんだなというふうに私は判断するわけでございます。おそらく米子辺りで、家賃が2万円なんぞの住宅はないはずなんです。それでも出ていくというのは、「ここおったって仕事がないけな」って行って出ていく。それからよくある話なんです、「お前、これ、もう親も歳を取

ったし、戻ってこいや」って言うだけでも「いや戻ったって仕事がないだけ、そっで戻られんないや」っていうのが、今の若者の出ておられる方の回答でございます。

そういうようなことで、その本人に聞いて「おい、お前戻って来いや」って言って、「戻ってくるっていったって、仕事があらへんし」。それから家内が戻らんがな、子どもは生まれ故郷がそこが故郷になって、こっち田舎の方は、こりゃあ親父の故郷であって、全然戻るといふ関心が少ないということで、これを考えてみたときに、「大山町ますます高齢化が進むなあ、過疎化が進んでくるなあ」ということが一つ考えられます。

そういうことで住宅の方も、できるだけ出んようにしていただくには、やっぱり職がなければできんだろう、というふうに考えます。新聞にも出ていましたとおり、鳥取県の人口が60万を割りますよということの回答について、平井知事は、これは職がないけど、工場誘致してかかって若者が住めるような県にしなければ、これは60万を割るだろうということをおっしゃられてますでせう、ですから何が何でも仕事がないと出で行く、ということが一番の大きな原因ではなかろうかと思うし、それによって過疎化が進むということは、これは紛れもないことではないかというふうに感じます。そういうことから町長のご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは、沢田議員さんの質問に答弁をさせていただきます。

今ご質問ございました、若者の定住促進に企業誘致が大きな効果をもたらすということ、これについては、沢田議員さんと全く同感でございます。私も企業誘致というのは極めて優先度の高い課題であるというふうに考えておりますし、積極的な取り組みが必要であるというふうに考えております。あの、難しいということは決して消極的な取り組みをわれわれ考えているという意味ではございませんで、こういった課題につきましても、特に新規の企業を誘致するというふうな活動につきましても、町単独で取り組む課題としては、大変難しい課題でありますし、またご指摘のような町民の雇用を確保する、雇用の場を確保するということは町内だけで考えていくという課題としては大変難しい。やっぱりこれは広域的な課題として県なり西部圏域、あるいは山陰両県、こういった広域的な観点で考えていかなければならない、また取り組んでいかなければならない課題であるという意味で、町として単独で取り組むには難しい、大変大きな課題だということでのご理解をいただきたいというふうに思っております。

今回も県の企業誘致の担当部局やあるいは県外事務所と連携をとって今までも進めてきておるところでありますし、また併せまして、既に立地をしておられる企業、既

に町内に立地をしていただいている企業につきましては、情報交換を密にしながら、業務拡張の際には本町内に立地して拡張していただくように、そういったお願いもしてきているところでございます。

先ほどご質問の中にもありましたが、今回鳥取県のご紹介によりまして、高田の工業団地に岡山市から機械の製作メーカーでありますタグチ工業、これが進出をいただくということが先日内定をしたところでございます。これも鳥取県と連携を取りながら企業誘致をわれわれとしても用地の紹介をしながら取り組んできた成果であろうというふうに思っておるところであります。これによりまして、一応雇用の創出は操業当事で30名程度見込めるのではないかなというふうに思っているところであります。

また、町内企業の業務の拡張計画も伺っておるところでございますし、今回の新規の進出で高田工業団地はこれで完売となります。そういったことから、新たな工業団地の用地、これについての整備も早急に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところであります。

今後関係機関等との連携を密にしながら、情報の収集等に努めると共に、次の進出企業の早期決定を目指しまして、人材の流出を防ぎ、町に若い活力を与えるために努力してまいりたいと考えておるところであります。引き続き助言、ご助言、ご指導をいただきますようお願い申し上げる次第であります。以上であります。

○議員（18番 沢田正己君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 沢田正己君。

○議員（18番 沢田正己君） 今町長のお話を聞きまして、一生懸命努力するということのご回答をいただきましたが、この工業団地につきまして、これは名和と大山町はちょうどいいところに、ところが中山の方に、何と企業を持ってきてもらうということができんのだろうか。そらあんた、遠い所より近い所の方がいいですわ。そういうことの方からですな、一つ副町長、地元でもあるし、一つ中山の方にも企業を一つ誘致していただきますよう特にお願ひしながら、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（鹿島 功君） 次、8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 8番議席の岩井でございます。今回は在宅介護と大山診療所について二つの質問をさせていただきます。

はじめに、在宅介護についてでございますが、私も母の介護を行うために、保健師さんに相談して、電動ベッドを借りて、その準備を進めていた矢先に、わたしが骨折事故を起こしてしまっただけで一変してしまいました。わたし自身が15日間寝たきりになり、プロの介護をしてもらうことになった貴重な体験から、少し町長にご質問をさせ

ていただきます。

在宅介護の指導は、かかりつけ医とそれからヘルパーさんに依存するののかということと、それから町独自でですね、研修会講習会を開催されるのか。また、他に別な取り組みがあるのか伺ってみたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは岩井議員さんの在宅介護についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まずはじめに、「在宅介護の指導は」ということでありますけれども、町といたしましては、保健福祉センターなわにあります地域包括支援センターを総合相談窓口としておるところであります。

ご相談をいただければ、必要に応じて指導や紹介等を行っておりますし、ご相談は電話でも結構でございますので気軽にご利用いただければというふうに思うところであります。

次に、介護の研修会等のことでありますが、町では社会福祉協議会に「家族介護教室」の開催を委託をしております。社会福祉協議会が、委託事業として年間2回、講演や実技等の内容で実施しておられるところであります。以上であります。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） ただいまは、さらりと答弁をいただきました。わたしたちね、介護するのに、一番心配なことは在宅医療なんです。在宅で介護ができて、在宅医療も徹底してやっていただければということになれば、安心して在宅介護ができるんですけど、そういうところの点もちょっとお聞きしてみたいなと思います。

ちょうどこの先般、配布いただきました「広報だいせん」の中で、「今、在宅介護に」という、なぜでしたか、「なぜ在宅か」というようなことで座談会の特集記事が載っておりました。その中で、名和診療所の山脇先生が話しておられる中でですね、「家族の不安は大きいでしょう」ということがありました。それは「入院や在宅医療など、どこで最後を過ごすかは、途中で変えることが可能です。一旦方針を決めたからと言って、ずっと変えられないわけではありません。その時の必要に応じて選ぶことができます。」ということなんです。「それで家族の不安は大きいでしょう。ショートステイなどで困った時に必ず入れるところが確保してあれば、家族も安心できると思います。」ということを先生は言っておられますね。このことなんです。わたしがちょうど、寝たきりになっておりました時に、母が肺炎を起こしたんです。それで肺炎を起こしまして、ちょっと重体なような状況でありましたが、わたしの方にはそういうことを言わずにさらりと電話がかかってきまして、肺炎を起こしましたからということ

だったんです。そうしまして、普段は名和診療所の山脇先生の方で診察してもらっておりますので、今度入るところが困ったわけです。それはこちらがいくらここがいいですと希望しても受け入れしてくださらなければ、受け入れができないということなんです。ですからそこら辺の連携といいますか、医療機関がですね、受け入れてくださらなければいけないんですが、町として連携をとということを町長はこの座談会の中でも話しておられますが、その連携というのはどういう意味なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。岩井議員さんの再質問に答弁させていただきます。まさに今、議員さんがおっしゃったこと、この取り組みを今年の大きな課題として、大山町としては取り組んでおるところであります。これはわたしにも大きな思いがござります。できるだけ望む方にとっては家で過ごせる、そして最後まで家で過ごせる、そんな仕組みが大山町でできないだろうかということ、このことを今年の大きなテーマとして私は取り組んできているつもりであります。まさに今おっしゃるような在宅の看取り、あるいはかかりつけの医師にかかりながら、家で在宅医療を受けられる環境、そしていざというときには、一時的にでも預かっていただけるベットがある、あるいは体制が整う、そういったこと、このことを今どういった町内にある医療機関、直営診療所も含めてであります。そして介護施設、そして社会福祉協議会等も含めてでありますけれど、介護や医療に関わる方々とどういった連携をとり、どういった仕組みを作っていけばそれが可能なのか。さらには広域的に考えて、米子の鳥大の医学部や総合病院、こういったところとの連携をどうしたらいいのか、そんなことを今検討に入っておるところであります。鳥大の医学部に委託をいたしまして、鳥大の医学部と一緒に共同研究という形で今その仕組みづくり、これについての研究に入っております。今週にも、そういった会合を持つようにしております。その関わる医療機関や福祉施設やそういった方々にご参画いただいて考えていこうというふうに思っております。

その中で今町内の皆さん、そういった思いがどのくらいの方々が本当にそういった思いをお持ちなのかということも調べてみなければならぬなと思っておるところであります。そこら辺のところの仕組みづくり、これからわれわれとしてもその課題を整理をしながら、取り組んでいきたいというふうに思っておるところであります。そういう意味で、そういったことができるようにしていくことがわたしの望む連携につながっていくんだらうというふうに思っておるところであります。以上であります。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 詳しくお話をいただきましたですが、この在宅介護

といいますのは、家族のものが24時間体制で見守るわけですが、とても一人で24時間を見守るといことは、毎日毎日大変なことだと思うんですね。そこでどこまで支援ができるのか、町としてどこまでどういうふうな形を、町長は今こういう方向でということをおっしゃっていただきましたが、町長の考えはどこまで在宅で、元気を出せば、家族のものが元気を出せば、どこまで支援ができるのかということところはまだ分かりませんかでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、その町がというよりも、それぞれの機関がどういう役割を担えばいいのかということだろうというふうに思っております。町が全てをその対応するというのではなくて、ですから例えば病院で入院をしておりますも、いかにも病院におりますと24時間体制ができておるといふふうに思われるかもしれませんが、その間、医師の関わる時間というのはほんのちょっとした時間でありまして、看護師の関わってくる時間もほんのちょっとした時間でありまして。ただまあ、そこに医師や看護師がいるということの中での緊急のときの安心感というのは、当然つながるんだらうと思っておりますけれど。家庭におきましても医師や看護師、あるいはヘルパー等、肝心な時にそういった支えが、適期に、的確に対応できるようなシステムされれば、病院とそんなに変わらないんじゃないかなという考え方をしております。急性期の場合は、病院でいいんだらうと思っておりますが、安定期に入ってくればそんなに24時間、看病看護が必要な状況にはないわけでありまして、そういった時にどういうふうな例えば緊急な時にどう対応すればいいのか、あるいは家族が疲れた時に誰か変わりに介護とか看護、誰がすればいいのか。それは、どういうふうな仕組みを作っていけばいいのか。またそれがどういうふうにしたら実際に対応ができるのかということ、これ今の町内の機関を検討する中で、皆さんにどのくらい協力していただいて一緒に取り組めるのかということも含めて、これから今協議をしていこうというふうに思っているところでありますが、そういった意味で、町が全て対応ということではなくて、町内にある機関、あるいはその圏域の医療機関なり介護機関、そういった専門職、そういった方々がどういう関わりをもっていけば、本当に家族が安心して、家で在宅医療を受けられるような環境を一緒に作っていくことができるのか、そういったことを考えていければというふうに思っております。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 前向きな取り組みの話をお聞きしましたので、安心してところでございますが、なるべく早く、そういう方向性をつけていただいて在宅介護するものにとって安心ができるということにさせていただきたいと思っております、次に入らせていただきます。

次の質問は、大山診療所についてということで、9月議会では、同僚議員の3人の方が質問されておりまして、町長の答弁では、「様々な努力をする」ということでありました。

医師の確保の進捗状況はどうでしょうか。それから大山診療所は、どういう形であれ存続していかなければいけないと思っております。町民の思いが、町長のところへ伝わっているのでしょうか。それから民間企業への売却、これは最終的にお医者さんがみつからなかったということのわたしの考えですが、町長にはそういう売却という視野があるのかなのかということをお伺いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは、岩井議員さんの大山診療所の状況についてのご質問に答弁させていただきます。

大山診療所に平成20年4月からおいでいただく医師につきましては、町民の皆様や議員の皆様に大変ご心配をおかけしているところであります。当面3月末までは、昨年の3月まで大山診療所で診療いただいた芦田医師に診療をしていただいているところであります。4月からおいでいただく医師につきましては、現在関係の各機関に強力に要請をしておるところであります。

大山診療所の存続につきましては、「大山診療所を閉鎖しないでください」という地域住民の方々の切なる願いを、座談会や会合などいろいろな機会を通じいただいております。4月から医師の不在で診療所を閉鎖する事態にならないよう、あらゆる方法を視野に入れながら、医師の確保に全力を尽くして行きたいというふうに考えておるところであります。

また大山診療所を民間企業へ売却する考えはないかというご質問であります。現在のところ全くそのような考えはございません。以上であります。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 今まだ先生がお決まりになっていないようでございますが、わたしが入院しております最中に、母が先ほども申しましたように肺炎を起こしましたときにどこのお医者さんにお世話になったらいいかということをお考えしました時に、町で入院施設のあるところは、ここ大山診療所だけだったんです。それで芦田先生に診てもらえないかということをお願いすることになりまして、結果は芦田先生が承諾をしてくださいますして、受け入れてくださったんです。それまでに、そういう重病になった患者を受け入れてくださるというところが、なかなか無かったと言え、そらどこにもあたっていなかったんですから、1カ所ぐらいでは断られたけど言っても筋は通らないかもしれませんですけど、そういうことがあったりしまして、芦田先生は快く引き受けてくださいました。大山診療所、素晴らしい建物で、小さい

ですけれど、本当にこの施設があって、中山間地、この辺のみんながお世話になっていたらどんなにいいだろうかと、強く感じたわけです。私も寝たきりになっておりましたから、私が交渉したわけではなかったんですけど、そここのところを汲み取っていただいて芦田先生は快く引き受けてくださいました。こういう診療所、地域医療にとって、私は地域のものが、信頼してこういう先生にお世話になったらいいなという診療所が存続するという大切さを切実に感じました。ですから町長さん今、一生懸命探してくださってるんですけど、もし見つからなかったということになって閉鎖ということも前回のときに聞いておりますが、そういうことが絶対にないようによろしくお願ひしたいと思っております。

この大山診療所、とても私にとっては深い敬愛といいますか、ができました。本当に町民の思いが町長のところに伝わっているんだらうか、こういう大切な医療機関を無くしてはいけないということ、本当に感じたわけであります。まだお決まりになっていないようでございますが、民間企業への売却の考えは全くないということでございますが、でも3月までにはお決めにしなければいけないわけでございます。今のところどういう状況で、先生が広く募集をしておられますんですけど、どういうアプローチがあって、どこら辺まで、どういうお返事があるのかなのかということとは分かりませんでしょうか。公表できませんでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。岩井議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、大山診療所、入院施設があるということで、町の4つの直営の診療所の中で唯一入院ベットを持っている施設であります。そういったところに岩井さんのお母さんも入院できたということで一安心だということではありますが、先ほど来申し上げています在宅医療の在宅介護の中で、確かに町の診療施設、入院施設もあるということは、私は大変重要な役割を果たしてくれるだろうと思っております。ただそれだけではなくて、町内には入院施設のある診療所が3カ所あるわけでありまして、また米子にも高速道路が開通によって、救急車で行けば15分ぐらいで行けるようなそういった環境も整ってきたところであります。そういった中で、入院施設、必要性は十分に大山診療にある19床の役割というのは感じてはおるところではあります。ただ今医師を探していく中で、逆にその19床の入院施設があるということが、医師への負担が大変大きいということの中で、なかなか医師の確保が難しくなっているという要因にもなっているということもあるわけでございます。そういった中で具体的に先生にお話をし、少しお考えをいただけたけれども結果駄目だったとか、それからいろんなところに具体的なお願ひをし、紹介をしていただくように頼んでもなかなかそういったところがない。聞こえてくる声の中に「入院施設がなあ」という声は実はたくさん、やはり紹介をいただくなかで、隘路になってきてしまっておるのも事実であります。あの

19床が先ほど申し上げましたようにわたしどもにとっては大変これから進めていく在宅医療なり在宅介護のシステム作りの中で、公的な診療機関の中にあるという役割としては大変大きいという理解はしていますが、かと言え医師がないと進まないわけでありますので、そういった観点で入院外来とも含めての診療していただく医師を一生懸命探してはおります。正直言って指定管理等で、全部お任せをする、要はある意味で民間になるわけでありますが、そういったことでの提起をしてもなかなかあそこで採算を考えた場合、民間が19床の施設をもって開業するというところで経営が成り立つという状況にはないという判断をいただいております。

そういった中で、今最悪の場合でも外来だけは何とか確保しなければならない、そこら辺のところも視野に入れながら、実は一生懸命今いろんな機関にあたって個々にも紹介いただいたお医者さんにも当たりながら今努めておるところでありまして、そこら辺のところをご理解いただきませんと、最終的にわれわれとしても医師を確保する中で外来診療については、「分かった、それなら引き受ける」と言われたときに、入院も駄目ならお断りしますとこちらの方でいうようなことの判断ができるのかどうか。その場合には入院については、また別な方法を考えなければならないのか、ちょっとそこら辺のところ非常に今この時期にきて個々にあたる中で悩ましい、そういった環境の中ではありますが、できるだけ今の体制が整う、そういった体制を引き継いでいただける医師を一生懸命探していきたいというふうに思っておるところであります。状況以上であります。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） なかなか難しいようでございますが、年寄りを持っております私どもにとりまして、入院をさせた場合にサッとですね、近いところ入院しておれば家族、親戚でもサッと集まってでもくれるという、また補助をする場合に親戚のものが付いてでもくれるということの良さもあるわけですね。ですから私は本当に大山診療所って、このたびお世話になってつくづく思ったんですが、近くていい所に、場所も奥といえば奥なんです、静かなところでいい建物できちんとなってますし、部屋も広いですし、私が入院していた部屋よりも広くてとても素晴らしいところでありました。ですから本当に、もったいないなと。これ何とかみんなの力で先生を呼ぶことはできないだろうかという思いがしております。町長、一生懸命で頑張っているからということでございますので、安心して3月まで待つことにいたしますが、まあ最後まで努力をしていただきたいと思います。これは町民の願いですので、どうぞ一つよろしくお願ひしたいと思います。以上で質問終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで一言ご注意を申し上げたいと思います。最後の質問は

要望で終わるようでしたら質問をしないように。質問をするということであつたら許しますが、要望だったら許しませんので、その辺を気をつけて質問していただきますようお願いしたいと思います。次、5番、敦賀亀義君。

○議員（5番 敦賀亀義君） おはようございます。私は今日は、土砂災害防止対策について質問したいと思います。

近年、地球温暖化により、気象は短時間に局地的な豪雨が頻発するなど、以前に比べて大きく変化しております。土砂災害や洪水が発生しやすい状況になっているのはご存知だと思います。

今年9月琴浦町内で県内初めて時間100ミリを超える豪雨が発生し、土砂崩れ、浸水、道路通行止めなど大きな被害がありました。また、本町羽田井地区にも同じように被害が発生しております。

この災害後、復旧事業、砂防事業が実施されております。住民は心配であり、また危険な箇所を知らずに住居されておられる方たくさんございます。

今年「土砂災害防止法」により、県土整備局が大山町の基礎調査を行い、土砂災害危険箇所が明らかになりました。住民の安全、安心が確保されるよう危険箇所の防止対策について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは敦賀議員さんの土砂の災害防止対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどありましたように今年9月4日夕方から夜間にかけて、中山地区山間部のごく限られた地域であります。時間雨量100ミリを越す豪雨が降り、床下浸水や急傾斜の崩落などの土砂災害が発生をいたしました。全国的にみても、集中豪雨による水害や土砂災害は毎年どこかの地域で発生をし、尊い生命が失われております。

土砂災害の被害から生命財産を守るために、これまでも急傾斜地崩壊対策事業や治山事業により、計画的に対策工事が行われておりますが、ハード対策には多額の事業費がかかるため、対象箇所を整備するにはかなりの年数を要する状況にあります。

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」いわゆる「土砂災害防止法」であります。これは工事を主体としたハード対策に対し、土砂災害の恐れのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制などソフト対策を推進するものであります。

本法律に基づき、鳥取県では土砂災害警戒区域を設定するため、昨年度本町内の急傾斜地等調査をし、本年度、急傾斜の崩壊警戒区域として96箇所、土石流の警戒区域として15箇所を設定されたところであります。

区域が設定された集落には、11月に区長さんにお集まりをいただきまして、目的や今後の対応について説明を行ったところであります。

町では、本区域が容易にわかるよう土砂災害防災マップを作成し、区域を周知するとともに、該当となっている集落や普及・育成を進めております自主防災組織に対しまして、豪雨時の避難場所や避難路の検討などを働きかけていくことといたしております。

今後は、土砂災害の予防のため、地元要望を勘案しながら急傾斜地崩壊対策事業や治山事業などハード対策については県に年次的に進めていただくとともに、本町といたしても、警戒避難体制の整備を主としたソフト対策を進めていく考えであります。以上であります。

○議員（５番 敦賀亀義君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 敦賀亀義君。

○議員（５番 敦賀亀義君） 今、町長に答弁いただきましたが、土砂災害箇所というのは、さまざまな箇所があると思います。例を言えば、さっき答弁をなされました土石流が発生し、大災害を招くような特別警戒区域もございます。それに莫大な費用、時間もかかるとは思っています。

しかし、このような箇所について、これから町としては、ソフト対策についても推進されるでしょうが、しかしわたしが町長に求めたいのは、普段自分の家の周りが、危険な箇所、例えば家の後ろとか前とかに崖がある、今ではこういう土砂災害防止法の中で調査され、そういう部分が明らかになった以上、今まで以上に住民は不安になってくると思います。こういうような住民の生命に関わるような危険箇所について、崖の上が農地であったり、さまざまな問題点はあるかと思いますが、しかし、復旧工事、それは後からのことでございます。復旧工事をした後はきれいになります。立派になります。しかし住民の生命はそこでは守れません。

そこで私は、災害を防止するために、県土整備局、そして整備部に対してでも早期の対策を町として行っていただきたいと思うわけです。その辺いかがでしょう。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。敦賀議員さんの再質問に答弁させていただきますが、先ほど答弁申し上げましたように、土砂災害の危険な箇所、これについて県が調査をし、そしてその周知をこの間、該当する区長さんに町としても行ってきたということでもあります。申し上げましたように、危険が予測される箇所であります。その場所をいろんな事業等で危険が起きないようにハードの工事をしてあげば、ある意味では安全なんですありますが、そのことはとても膨大な経費が掛かるのでできないというのが現状であります。したがって、災害が起きた箇所を復旧していき、二度と災害が起きないように対応していったのが現状であろうというふうに思っております。先ほどご指摘のように、要はそういった危険箇所をそれぞれの住民が意識をしながら、その災害に合わないような回避する方法をどういうふうにとっていくかということがまず

は、われわれとしては、すぐにできる対策ではないかなというふうに思っています。従って、何気なく住んでいる場所が、今回のこの調査の中で大雨のときには危険な箇所であるということを地域の皆さんにまずは認識をしていただく、そして大雨が降ったときには、やはり避難をするという、やっぱりその辺を迅速に皆が避難ができるような、そういった日常の訓練なり意識を持っていただく、そういったことをわれわれとしては、一生懸命進めていかなければならないというふうに思っております。それが大きな役割を担っていただくのが、自主防災組織だろうというふうに思っております。今各地域37の自主防災組織ができているというふうに聞いているところではありますが、もっともっと自分たちの地域は自分たちがまずは意識をして、その災害に合わないようにしていくという、そういった環境づくりをしていただくことを、そのことを一生懸命、まずは進めていきながら、そういった危険な箇所について、順次われわれとしても治山事業とか、土砂防止災害、いろんな事業の中で、急傾斜事業等で整備を取り組んでいただくように要請していくというふうになろうと思っております。

繰り返しになりますが、まずは、やはりそういった箇所をそれぞれが認識していただいて、いざ大雨のときにはどういう経路で、どこに避難していけばいいのか、誰がどこでそれを誘導していけばいいのか、誰が特に高齢者のところに声をかけて避難を誘導していけばいいのか、そんなようなことを地域の中で、皆が助け合うような、そういった環境作りもわれわれとしても、一生懸命啓発をしていかなければならないと思っております。以上であります。

○議員（5番 敦賀亀義君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 敦賀亀義君。

○議員（5番 敦賀亀義君） わたし、もう1点質問しておきます。できれば治山でできるようところから、住民の皆さんが大変困る箇所があると思いますので、その辺をもう一度お願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。敦賀議員さんの再質問につきましては、それぞれ治山事業なり急傾斜の事業等、取り組んでおります担当課長の方から、その状況について答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 農林水産課長。

○農林水産課長（池本義親君） 議長。農林水産の方で担当しています治山についてでございます。現在、治山事業につきましては、町内3カ所対策工事を行なっております。また、地元の方から要望の出てきておる箇所もございます。ただ治山につきましては、保安林指定等の前段としての指定措置の手続きがございます。そういった分につきましては、今後、要望の出てきました箇所につきましては、地元の方、また地権者の方、部落の方等と相談をしながら取り組みを進めてまいりたいとい

うふうに考えております。

○議員（5番 敦賀亀義君） 了解、終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩をいたします。再開は10時35分にしたいと思っております。

午前10時24分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。次、20番 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 今回は3点質問いたします。はじめに、自治体にとっての危機とは何かというタイトルであります。

民間企業の場合、倒産が最大の危機であります。自治体の場合、「住民（納税者）からの批判の発生と信頼感の喪失」が危機と言えます。住民やマスコミに対して「説明できないこと」「説明しても納得してもらえないこと」を起こすことであります。

危機管理というと政治、経済、軍事、犯罪・原子力など国レベルの問題として、自治体には無縁あるいは対岸の火事などといった認識が長く続いた感がありました。しかし、今日においては国レベルの危機管理の問題はストレートに自治体にも及びさらに自治体固有の危機管理やリスク管理の問題も数多く発生しています。

内閣法第15条2項は、危機管理とは「国民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止」と定義し、実際に危機管理を意識した行政機構の充実が図られるようになってきました。

自治体は、サービス業とも言われています。民間企業と異なり、住民の評価の基準は「もの」ではなく「人」（町長・職員）に集約されます。その点からいけば、自治体の危機管理上、大地震や台風における災害対策と不祥事対策は、車の両輪といえます。不祥事をジャンル分けすると、不正行為・違法行為・反社会的行為・反倫理的行為になります。

個々に見ますと不祥事の態様としては、公務に係るものとして官製談合・汚職・公金の着服・公用車の人身事故・生徒に対する体罰・セクハラ等があり、公務外のものとしては、酒酔い運転による人身事故、けんか等による暴行、傷害事件等があります。危機管理の行動規範を考える場合は、重要なポイントは「やるべきこと」と「やってはならないこと」の2つの視点から考えることなのであります。

人間は、最高の資源であります。なかんずく公務員は豊かな資質が求められています。車の両輪の危機態様は十分でありますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは、西山議員さんの自治体にとっての危機とは何かというご質問に答弁させていただきたいというふうに思いますが、大変難しいご

質問でございまして戸惑っているところではありますが、まずは、大地震や台風などの災害対策についてであります。昨年度に新町の地域防災計画案を作成をいたしまして、本年5月に鳥取県知事に協議、11月に意見をいただき、現在見直し作業を実施しているところでありまして、今年度中には県との協議を終え、防災会議で決定する予定といたしております。

合併後の防災対策についてであります。暫定マニュアルを作成し、風水害対策に当たって来ているのが現状であります。

また、毎年、地震等を想定した総合防災訓練を実施して町民の防災意識の高揚を図ってきております。

次に不祥事対策であります。先般西部広域行政管理組合内部で立件をされましたような不祥事は幸いにも発生いたしておりませんが、職員の教育については、市町村アカデミーや鳥取県自治研修所での特定行政課題に対する選択研修や、課長、課長補佐など職員の階層に応じた階層別研修に参加をさせ、研鑽を深めているところであります。危機態様は十分であるかのご質問であります。それなりに対応はできていると思っております。以上であります。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 対応ができていないという答弁にしてはですね、えらい簡単で具体性がないですね。アカデミーに参加してるとか、県と共同して作るのかね。自治体の本質からして大山町はどうですかということですね聞いておるんですよ。皆さんもご承知のようにね、危機管理という発想は、いざという時にですね、どうしたらよいかという方法論に関する考え方です。危機管理というのがですね、生活用語になったのは、平成7年の阪神淡路大震災、平成8年の0-157の集団食中毒、平成13年国内のBSE感染牛、平成16年の鳥インフルエンザ等と食の安全をめぐる危機管理が問題となってきております。皆さん方もですね、記憶に新しいところです。で、危機管理の対応にはね、自然災害と人的災害があると言いました。ここでは具体的に、職員に限ってといたしますか、人的災害ということについてね、個々具体的に質問しますからお答え願いたいと思います。

一つ、首長、町長は、この危機災害に対してですね、どういうリーダーシップをとろうとしているか、町長の所管を求めます。

二つ目、なかなか職員の皆さんも災害とかそういったことに対する対応は不十分だと思います。不慣れだと思います。そこでスペシャリストの育成は、考えませんか。職員にですね、スペシャリスト。いざというときには出て行くという専門家を育てるようなお考え方はありませんか。

それからですね、町民の交渉です。自治体はですね町民との交渉が無かったら、円

滑な運営はできません。その留意点や心構えは十分にできていると思いますが、訴訟になったようなことや今訴訟などの事例はありませんか。対応のまずさとか、そういうふうなことから町民との関係が層ができて、訴訟だとか訴訟のケースのようなケースは今はありませんか。

それからですね、職員も人間です。セクハラの防止対策やいじめなどはですね、職場ではありませんか。これ等も大きな危機管理なんですよ。今年の4月1日に、法が改正されていますよ。そのようなものと勝負をされたことがありますか。

それからですね、不当要求行為というのがあります。私がかわいがっていた青年がですね、右翼に属していたんですね。若くして亡くなりましたが、私がかわいがっていたもんですから、「先輩、私が名刺を持って旧中山、旧大山、旧名和を周りますとお金が入りますがな」、ね、名刺一つでですね、お金をもらう、不当要求行為ですわ。何を持っていくかというところ、ロープか何か持って行って「お金もらいました」なんて自慢そうに言うわけですから。よし、と思ってですね、役場に来まして、ちょうど総務課長も親しい人でしたから、こういうことを言っておるけれども、「どうか」って言ったら、「実はそう」「止めなさい、そういうことは止めないかんよ」と言って止めさせた経緯があります。それからもう一つ、私どもが一番悩んでいるのがエセ同和行為ですよ。ね、同和団体と言う名を名乗って、真の人間尊重は別にして、お金儲けでですね、「このような貴重な本がありますから、立派な本がありますから買ってください」と言って、行政とか企業とか、そういうところに売りつけているんですよ。それで私の同僚議員のところへ電話があったそうですから、その議員がですね、私の名前を言って「そのようなことは、西山富三郎さんに聞きますよ。あなたご承知ですか」と言って反問してやったというケースがあります。そのような不当要求行為はありますか。どのような対応をしますか。

それからですね、公務員の不祥事の対策は十分ですか。住民の評価の基準は人です。公務員の仕事ぶりに対して、人事院は平成13年7月31日に人事評価の改正をしております。自治体はサービス業です。職員の対応が住民の信頼を生む最高の手本です。不祥事の対応はどうなっていますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。西山議員さんの再質問に答弁させていただきますが、災害防止対策なりそれから職員の研修、そういった意味でのその危機管理というご質問であります。先ほど答弁申し上げましたように、一つには、災害に対する防災対策、これにつきましても大災害等を考えますと、単町でできる対応ではありませんので、そういった意味で鳥取県なり関係機関とこの計画を協議を詰めながらやっておるというのでありますので、そこら辺のところはご理解をいただかなければならないというふうに思っております。いざという時には広域的な対応ができるために町として

の防災の対応の計画を立て、そしてそれを県を含め各機関との調整を図るという、することによってようやく機能をする計画になるという意味でございますのでご理解いただければと思いますし、それから職員の危機管理という意味の中では、いろんな場面で職員の研修をしながら、住民の皆さんに信頼される職員となるように心がけるように努めておるという意味での答弁でございます。今個々に、項目に亘ってご質問がございましたが、私の答弁できることと、あとはまあ総務課長の方で具体的な取り組みについては、答弁をさせますけれども、いずれにしても私の役割といたしますのは、やはりいろんな災害が起きた時でも、あるいは職員の対応につきましても、常にその情報を得てすぐに、即ち判断をすると、責任を持って判断をするということがあろうかと思っています。そういう意味で、特に大災害等その状況を的確に把握し、その対策の指示を下す。そのことが少しでも遅ければ大災害に、また大きな被害につながるということでもありますので、そういった意味では、災害対策本部を立てたとき、わたしとしての役割は大変大きいわけでありまして、常にそういったときの心構えを持たなければならないというふうに思っておるところであります。あと、災害等の専門職ということでもあります。基本的には、今、防災対策は、一人専任という形で職員の事務分担はしてはおります。ただ専門のスペシャリストではありませんので、よく自治体によっては自衛官のOBだったりとか、あるいは警察のOBだったり、消防のOBだったりそういった方々を招へいをして、そういった危機管理の担当に充てておるということもあります。このことも他の町村の状況等とも調査をしながら、まあ大きな町にもなっておりますので、町としてもまた検討は加えていきたいというふうに思うところであります。

その他、個々の具体的な対応でございますので、総務課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） 西山議員さんからいただきました質問に対してお答えしたいと思います。数が多すぎて全部網羅できているかどうか分かりませんが、その点ご容赦いただきたいと思います。

まず町民との交渉という部分でですね、訴訟事例がなかったかということでございますが、今年に入りまして1件ございました。内容については詳しく申し上げませんが、要点としましては、旧名和町内にあります進出企業の事前に説明会を開催した中での建物の位置が出来上がったときが違う場所に建っておったというようなことでの訴訟があったわけでございますが、これにつきましては既に決着をみております。ということで1件あったということでございます。

それから不当要求行為の関係でございますが、これにつきましては、今年八橋署と確認書を交わしまして、本町内でも職員、管理職でございますが、12名の職員を責

任者、対応責任者ということで任命をいたしまして、先月であったと思いますが、鳥取県警からお出でをいただきまして、不当要求行為に対する研修を受けまして、県の方から講習の終了の証書をいただいております。本庁、支所合わせて12名の管理職に責任者ということで対応することにしております。

それから人事評価の件でございますが、議員さんもお存知かと思いますが、昨年からは人事評価の試行をしております。

不祥事対応ということでございます。セクハラの行為とか、いじめとかという部分でございますが、現在そういうことはございません。ただ組合ともこういった事象がないように、執行部としても事前にチェックをしていく体制はとっておるところでございます。

エセ同和行為につきましては、不当要求行為という部分で含ませていただければと思います。

人事評価につきましては、昨年からは実施しておるところでございます。この目的は職員の給料等の観点ではなく、職員の資質の向上ということで取り組んでおるところでございますので、ご理解をいただけたらと思います。以上であります。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 時間がないですから、次に進みます。2点目です。担当事務、事務事業の実態は、ということであります。

都道府県をはじめ市町村においては、人口340万人を抱える横浜市から数百人の村まであります。そこで行なう事務事業は規模にかかわらず約2,500事業に及び予算にかかわるものでも1,300事業あると聞いたことがあります。これは合併協の時にもですね、1,000いくらあるというふうな話を聞いたことがあります。それはさておき、町長が議会に政策案等を提案するとき、その際には、発生源、検討した代替案、他の自治体との類似政策情報、総合計画上の根拠、関係法令、条例、政策の財源構成、将来にわたるコスト計算の7項目は重要であります。私は従来からこのようなことに考えて、質疑したりしておりますが、西山さんの質問は難しいとか何とか、私はこれらを根拠にしております。これからの議会はこれを根拠にしよう、根拠していこうということですか。これらを十分に対応してですね、自信のある執行をしてほしいということですよ。

課長以下職員は、3面性、公務員・町民・労働者の持っています。これ等を踏まえ、政策策定に力量を発揮していますか。

地方自治法第149条は町の担当事務を示してございまして、9項目あります。大山町の職員は、250人、その他嘱託、臨時職員も勤務しています。事務事業の数と一人の職員が担任する事業はいくつですか。効率性を維持し、専門性を高める職員集団・

職員体制でありますか。その内容を問います。ちなみに地方自治法に基づくわれわれ議決事件は261に及びます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは西山議員さんの担任意務、事務事業の実態は、というご質問に答弁をさせていただきます。

私が首長として議会に提案いたします政策については、地方自治法に規定する担任意務のうち、その年度の予算の編成に集約されているものと考えております。平成19年度におきましては、本町の財政見直しについては、景気回復、制度改正に伴う若干の町税収入の伸びが期待できるものの、少子・高齢化による扶助費の増加や公債費、繰出金の増加などにより、今後とも厳しい財政運営が続くものと見込まれたことから、将来にわたって健全で安定的な財政基盤を確立するため、次の項目について配慮しながら予算編成をしたところであります。

一つ目として、事業の重点化・優先順位化。二つ目が財政の健全化のための自主財源の確保、三つ目として課内・課間、本庁・支所間及び県・他町との連携の強化、四つ目として、業務体制の整備や執行方法の見直しによる経費の節減、五つ目が投資的経費の効率化や積極的な節減、費用対効果の測定等であります。六つ目として社会情勢や町民ニーズの変化に対応した町施策の積極的な展開、このような観点の中で、限られた財源の中での予算編成でありまして、多くの職員の知識なくしては、なし得ない作業だったと受け止めておるところであります。

次に、「事務事業の数や担任意務は」ということでありますが、事務事業数は、どれぐらいのくくりで仕分けるかということ各自自治体で想定する事務の数は、多少の違いはありますが、3町合併協議の際に検討対象となったものは、約1,050件ほどであったと記憶しておるところであります。しかしながら、業務の数と、ひとつひとつの業務量は比較できるものでないと考えております。

また、効率性を維持し、専門性を高める職員集団・職員体制であるかということですが、効率性の面からも現在の組織体制の検証を行い、機構改革を提案をしているところでございます。以上であります。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） これは若干具体的でした。あのね、市町村合併がありました。平成13年1月26日の時点ですね、市が695、町が2,186、村が566、合計3,447あったそうです。その後、市町村合併が進み、今年10月1日の時点では、市が782、町が823、村が195、計1,800になったそうです。半分以下ですね。行財政改革です。

さて町長、ご承知のように、行政は、財政と人材で成り立ちます。ドブに捨てるよ

うな100万円もあれば、100万円が1億円になることがあります。ここが行政の課題だと思っています。

しかし、行政改革で縮小する行財政、反対に増える社会の要求、この課題をどう受け止めるかも自治体の課題です。政治というものはですね、権力を持つ者と、権力の無い者に別れます。権力を持つ者は町長あなたです。町の権力を持っているのはあなたです。権力の無い者は納税者、住民です。

そこで私はね、職員の三面性論を出しています。通告にも示してありますように、公務員、町民生活者、労働者の三面です。要訳すれば、職員は町民の目線で行政のあり方を見なさいと、そのことが非常に大事でですね、公務を推進していくうえにですね、政策に内容が深まってきますよということを言っておるわけです。

更にね、首長は独任制です。あなたは議会を解散する権限も持ってるわけです。私たちは合議制です。合議制です。独任制と合議制、で議会と執行部の関係はね、一步離れて二歩離れずというのが鉄則だと、私どもは若い頃から学んでおります。そこで地方自治法第149条、担当事務と地方自治法96条議決関係のバランスがうまく遂行できて、推進できて立派な町ができると思うんですよ。担当事務と議決事務が車の両輪です。その上に住民が乗っておるわけです。住民が乗っておる。この担当事務と執行議決事項の緊張感を保ちながら節度有る執行を、緊張感を持ってして欲しい、ということです。われわれは条例を制定します。条例を制定するにはですね、委任事項ということがあるわけです。条例を通したら、あと町長、あなたに委任しますよと。規則や要項をあなたが作って執行してくださいよということですね。この担当事務と議決事項のバランスをとるためにですね、町長のですね、決意と言いますか、行政執行のですね、本意を伺っておきたいと思えます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。西山議員さんの再質問に答弁させていただきますが、ご指摘のようにそれぞれ私、町長、首長として住民から選ばれた代表でありますし、また議会を構成する議員さんにおかれましても同じように住民から選ばれた代表として構成された者であります。そういう意味ではお互いに住民の立場にたって、住民の声を聞きながら、あるいは住民と共に町づくりのために施策を議論し、そして進めていく役割だろうというふうに思っております。わたしに与えられた責務といたしましては、その進めていく上での政策、そしてそれに伴う予算、こういったものを職員と一緒にわれわれの立場の中で、いろんな住民の皆さんの声を聞き、そして施策を展開していく、そういった計画を作成をし、そして提案をさせていただいておるわけがあります。そして議会の方としては、議員さんとして住民のまた声を聞くなり町の施策というもの、町のまちづくりというものをご検討いただく中で、それぞれの思いというものをそれぞれが出し合われる中で、最終的に議会として、その決定をしていただ

く、それが議決だというふうに思っております。

そういう意味では、おっしゃるように、車の両輪として、それぞれがそれぞれの役割をきちっと確認し合いながら、目標は一つとして、目的は一つとして取り組んでいくこと、そのことが言われる車の両輪であろうというふうに思っております、そういった関係としてもお互いに信頼関係の中で取り組んでいくことだろうというふうに思っておるところであります。そういった思いの中で、わたしとしては、わたしなりの施策を検討し、そして職員とその施策の具現化に向けていろんな検討をしながら、さらにはそれに伴う予算を編成し、そして毎年それを執行しながら取り組んできているというのが、現状でありますし、わたしはそういった考え方の中で進めて参りたいというふうに思っておるところであります。以上であります。

○議員（２０番 西山富三郎君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（２０番 西山富三郎君） 次に進みます。３点目、劇団「すだち」の全同教報告に学びたい。第５９回全国同和教育研究大会は、「であい、つながり、わかりあい、育てよう共に生きる人権文化―北陸の地石川から」の地元テーマのもと、北陸４県をはじめ、１万３、０００人を超える参加者を得て、去る１１月２３、２４日石川県で開催されました。大山町から２４名が参加しました。私も同行しました。中には全く自費で、自分の金で参加した人もいました。鳥取県からは、唯一、わが大山町の劇団「すだち」のメンバーが報告者に選ばれました。当別当正文さん、澤田真美さんが第９分科会（人権確立をめざす文化創造）において「育んでいこう、差別をなくす取り組みは明るく楽しいもの」と題して報告されました。劇団「すだち」は、中山中学校ＰＴＡのＯＢ・ＯＧで組織し、活動メンバーは３０代から５０代の２４名だそうであります。中山中学校で進めてきた一つに、人権同和教育の取り組みとして、自らを語り合い、ともに考えともに支え合う「仲間づくり」があったそうです。中山中学校の同和教育に対する姿勢や熱意、子どもたちのいきいきした姿は、行事のたび、毎日の関わりの中から充分に感じていたそうです。その体験がより一層学校への信頼と子どもたちからの感動を得ることになっていたそうであります。そんな中、中学校で差別事象が起こったそうです。このことはＰＴＡに大きな衝撃と憤りを与えたそうであります。ＰＴＡでも何らかの行動を起こさなければならないと思い、今まで以上に啓発活動をする必要性を感じたそうであります。「私たちの思いや言葉を直接劇にしたい」そんな思いからＭさんの書いた脚本「手紙」を参考にすることにされたそうであります。

差別の現実と家族の絆、そして命の大切さを改めて考えたいとの話し合いの中から連帯感が根付いたそうであります。

劇団「すだち」は、２００６年１０月に中学校の人権同和教育参観日に「手紙」を

上演し、2007年2月には町のみんなの人権セミナーで、2007年8月には「部落解放人権確立鳥取県研究集会で上演されています。県民に大きな感動を与えました。「同和問題は暗く語ることはタブーだと感じていた」「自分には関係ないと思っていた」そんな一人ひとりが変わってき、家族や周りも変わってきたそうです。家族の協力があるから今こうして関わっている。地域との関わりがあるから部落問題の劇への応援がある。自分のため、親として子どものため、家族のため、地域のため、気負わずにただ当たり前自分にできることをして、「無理をしないで、でも無理をする」これからも出会いと繋がりを大切にし、子どもたち、地域、学校と繋がりを発信しつづけたい。「みんなで切り開いていこう、みんなで育んでいこう、差別のない素敵なまちをみんなでつくっていこう」と涙ながらのお二人の報告に参加者一同は、深い感動を得ました。

劇団「すだち」は大山町の誇りであります。1つ劇団「すだち」の活動に何を学びますか。二つ、部落差別をはじめとするさまざまな人権問題の解決をめざす文化の創造、活動にどう取り組みますか。3、町内の企業での人権学習が不十分であります。企業と協働した人権教育の推進をはかられたい。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） 議長。ただいまの西山議員の「劇団すだちの全同教報告に学びたい」のご質問にお答えいたします。

まず最初に、劇団「すだち」の活動に何を学ぶか、ということですが、わたしの青年時代若い頃ですね、青年団活動がとても活発でございました。ある会で青年団活動のひとつとして取り組まれていた人権劇が上演されました。今から40年前「寝た子を起こすな」という時代であります。会場は重苦しい雰囲気になりました。中にはいたたまれず席を立っていかれる方も見受けられ、心を痛めたところでございます。今回の劇団報告と照らし合わせると隔世の感を覚えます。

さて、ご質問にありました全同教の発表資料を読ませていただきました。また上演された人権劇「手紙」もビデオでありましたけども、拝見いたしました。心より感動いたしました。

日ごろの中山中学校の生徒たちの人権・同和問題に真摯に取り組む姿勢、いきいきとした姿に触発され、また当時学校で起きた差別事象を子どもたちだけの問題としてではなく「家庭、地域、親にも問題がある」と行動を起こされた中山中学校のPTAの皆さん、中でも劇団「すだち」を結成され、啓発活動に熱心に取り組んでおられる有志の皆様心からの敬意を払いたいと思います。

さて、劇団「すだち」の活動に学ぶことはたくさんあります。ここでは次の4点について述べさせていただきたいと思います。まず、第一点は、日ごろの実践の大切さであります。この日ごろの実践ということは、中学校で行なわれている、同和教育、

人権同和教育を始めとし、地域・職場、あらゆる団体で行なわれている実践活動が基になっていると思います。そしてPTAと学校のつながり、信頼関係、そういう土壌が育っていったものと考えます。

二つ目は、自分で考え判断し、進んで行動することの大切さであります。大切なことだ、必要だとは多くの者が考えますがけれど、いざ行動することになると、多くの難題が待っておりますし、難しいものがあるわけでございます。学校だけで解決する問題ではない、子どもたちの姿を見ながらそう判断され、「すだち」結成に立ち上がられた有志の皆さんにこれまた学ぶところ多いものと思います。

三つ目は、仲間づくり、語り合うことの大切さ・現実に学ぶことであります。これは中山中の人権同和教育のテーマであります。劇団「すだち」におかれましてもこのことが大切にされております。

四つ目は、継続は力なりであります。40年前のことを思い起こしますと、まだまだ不十分ではありますが、その取り組みの成果は着実に上がっているものと思いますし、全同協の報告を見ましてもそれが伺えるところであります。

次に、「部落差別をはじめとするさまざまな人権問題の解決をめざす、文化の創造・活動にどう取り組むか」のご質問でございます。

劇団「すだち」が演劇を通じて差別をなくすための実践活動に取り組まれたように、「解放文化祭」「まつり」等をとおして地域の歴史、暮らしと仕事、うたや踊り等の文化を更に掘り起こし、評価しようとする活動が積極的に推進されてきました。差別の現実に深く学び、人の生き方や人間性の豊かさ、力強さ、魅力をともに再発見していこうとするものであります。全同教研究大会で示されましたように、いのちと人権を中心的課題とした文化再生と創造をめざして、地域の文化や遺産を掘り起こし、継承、発展させていった所では差別解消への着実な成果が生まれているとされています。

劇団「すだち」の活動は、更に自らの差別心と向き合い、闘う様を見るもの一人ひとりに感動を与え、自らの生き方を磨いていく機会となっております。

人権確立をめざす文化の創造・活動への取り組みの成果や課題を大切にし、共有化し、取り組むことが大切であります。すなわち実践にあたっては、次の点をあげさせていただきます。一つ目が、部落の歴史、文化を掘り起こし引き継ぎ、創造・発展させることであります。二つ目が、差別に立ち向かってきた人々の自信と誇りから生活を高めるための課題に取り組むものであります。三つ目、人権確立をめざす文化活動のあり方やその手法を研究する。最後に人権のまちづくりに向け、町民・各種団体・行政等が協働してすすめていく。以上のことを基本に取り組んでまいりたいと思います。

三つ目の最後に「町内の企業での人権学習が不十分である。企業と協働した人権教育の推進を」とのご質問ですが、企業・事業所等における人権・同和问题学習の推進

は、企業等の社会的責任の自覚を高めると同時に企業活動の発展のためにも大変重要であります。本町におきましては「大山町人権・同和教育推進者養成講座」を毎年開催し、企業・事業所等における人権・同和教育の推進に努めております。

なお、企業・事業所等における人権学習は、今まで以上に必要であるとの認識から、大山町人権・同和教育推進協議会、とりわけ職域部会との連携を深めながら、企業研修充実に努めてまいります。

また、企業等が共同して行う自主的な人権教育の取り組みに対しましても、積極的に支援してまいりたいと考えております。以上であります。

○議員（２０番 西山富三郎君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（２０番 西山富三郎君） まあ、教育委員長も教育長も、教師として現場で実践されてきました。学者でございますから、チャーチルダーウィンはですね、「最も強いものが生き残るわけではない、最も賢い者が生き延びるわけでもない、唯一生き残るのは、変化できる者である」と言ってるわけですね。われわれは人権問題、同和教育問題に自らの生き様を照らし合わせて、変わっていこうとする学びなんです。人間変わって、人間の原点に戻ってこそ、長生きができると思うんですよ。チャーチルダーウィンのお言葉をどう思いますか。時間がありません。子どもたちはね、こういう子どもがいるんですよ。６年間、３年間、３年間の間に友達はたくさんできた。しかし親友はできなかった。親友というのはね、心を割って話せる、何でも相談できる人が親友でしょう。ね、その親友を作るのが、学校の営みだと思いますよ。半径５メートルの世界という言葉があるんです。家庭であり、友達であるでしょう。半径５メートルの世界。

そこで「人の世に熱あれ、人間に光あれ」ということを私は、かねがね言っております。皆さんそこに教育者がお並びですが、子どもたちに具体的にどう教えていますか。それから時間がありません。２時間ぐらいないけなかったですね。

そこで企業の問題が出てきましたが、地対同和对策審議会の答申は、佐藤栄作さんが大臣の時にですね、作らせたんです。ちなみに佐藤栄作さんの後援会長は、同和会の会長でした。それから事業が行なわれて、大きな社会資本が整備されました。負の遺産をプラスの遺産にしようという営みだったんですよ。大きな社会遺産ができました。それでその答申を得ながら、地対協の意見具申がですね、同対審の答申に無いようなものを出したんです。このような地対協の意見具申を教育委員会はどう受け止めておりますか。時間が来ましたから以上ですね。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） 再質問につきましては、教育長に答えさせます。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 議長。西山議員さんの再質問にお答えします。4点あったかと思いますが、まずチャーチル氏の変化に対応するという辺り、どういうことかということですが、私は人間が変化するというのは、必ずそこに学習という要素が絡んでくるのかなと思っております。教育委員会も時代に対応していく、そういう人たちを育てるために教育の出番があるという具合に考えています。

二つ目、親友ということがありまして、親友を育てるのが学校でないかということでありまして、正に学校教育が果たしている役割は、そこにあるかと思えます。今回の「すだち」の事件、すだちの上演を見て感じますに、子どもたちが学校で仲間づくりを、親友を目指してとかいろいろしているわけですが、そこでいろんなことが起きると。で、起きたときに通例保護者は、学校教育に責任がある、こういう場面をとるわけですが、しかしそういう子どもたちはよく考えてみると、家庭の中で育ててきておると、こういう辺りに中山中学校のPTAが着目をして、学校で起きた子どもたちのできごとを学校で解決する一方、親たちも頑張っていないけん。こういう学校教育と家庭教育が連動した成果だと。したがって子どもたちが親友を作る、学校で行いますけれども、それを支えるのはPTAであると、こういうことをこの劇は提案したものと解釈をしております。同じように、名和中学校でも「生きる」というテーマで発表をして全国のPTA大会で発表いたしましたし、大山中学校でも身近に起きた差別落書き事件を人権劇で公開しております。3つの中学校は集約すれば、人権という名で仲間づくりを今、進めていて、そういう辺りのいくばくかの成果が町民の方に理解していただけるようになったのかなと、こういう具合に考えております。

3つ目のご質問ですが、それをどう教えているかというご質問ですが、教育委員会が直接にものを教えるという場面は少ないわけで、そういう体制が町の中にどういう具合にできるか、このあり方、学習機会をどういう具合に作っていくのか。そのためにどういう条件が必要かと、こういう辺りに役割を自覚しておるところであります。学校教育であるとか社会教育、こういった辺りに視点を充てて頑張っておるところであります。

3つ目、佐藤栄作氏の負の遺産をというこの辺りをどういう具合に受け止めておるかということではありますが、これは議員のご質問の中にも一連にこの思いがありましたけれども、新しい町作りをするという時に阻害されたり、差別をされたりそういう方がいたのでは本当の町づくりはできないと。議員の言葉にもありましたんですが、人権を尊重する、こういう視点の町づくりを行政、教育行政、合わせて取り組んでいきたい、こういう具合に考えておるところです。以上です。

（「地対協の意見について…」と呼ぶものあり）

○教育長（山田 晋君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 続き答えてください。

○教育長（山田 晋君） 地対協の答申をどう捉えているかということでございますが、地対法で示された国民的な課題、これをですね、やはり主体的に関わっていくというのが、行政、教育行政に与えられた責務だと思っておりますので、継続しながら成果につなげていきたい、こういう具合に考えております。以上です。

○議員（20番 西山富三郎君） 時間がきましたので終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、2番 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 2番の西尾でございます。私、今回新聞を賑やかしております県西部、広域の、これ管理組合の中にあるわけですが、リサイクルプラザの競売入札妨害事件についてであります。

この事件はですね、まだ完全に終わっていないうえにですね、町長は、副管理者であるということで、お答えしにくいところがあるというように伺っておりますので、できる範囲内で、お答えいただければというふうに最初に申し上げておきます。

10月10日の日本海新聞の方にですね、出ました。価格漏洩による競売入札妨害による談合事件であります。処分者がこの間出ました。私思いますに、町財政のことは見えやすいが、この広域行政管理組合の中身がなかなか見えにくいというふうに思いました。二次出資という立場である町の町費からですね、もう一辺、負担金として出資していくというやり方でございます。

その中でこの事件に対して、管理者である米子市長がですね、議会の方で陳謝したというふうにありました。この構成市町村のですね、これ負担金しているところは、構成市町村は、得2市7町村、この業務は、ゴミ焼却施設の他、消防事務、し尿の処理場、斎場の管理運営、福祉関連施設などさまざまにやっているわけですが、一番大きなのが、消防事務じゃないかなというふうに、予算も多いわけですが。この中で大山町も大きく関わっています。その中で先ほども申し上げましたが、中身がなかなか分からない。まあ勉強不足のこともあるかもしれませんが、大山町はこの中で本年度ですが、5億3,800万。去年は、大山町がですね、もう少し多かったのかなというふうに思います。あっ、昨年の方が少なかったのかな。17年度はもう少し多かったです。3年間この程度、もう少し多いと考えます。

見ますにだいたい10分の1程度出資していると。総額でだいたい60億近くの予算をもって、収入もありますので負担金はそれよりも少ないというふうに考えています。しかし、実態よく分からないと言いながら出資を5億4,5,000万出しておるわけでした、これじゃあどのようにそれを分からないまま収まらずというふうにはならんのかなと思います。

その中で質問いたしますが、まず、このそもそも管理組合というものがどのような体制でできているのかということと、皆さんもなかなか分かりづらいと思います。そ

して誰がどのようにチェック機能を果たしていたのか。

そして2番目に、このような不祥事が起こらないために、新聞にもいろいろありましたが、広域行政のあり方、そして誰がどのように管理監督、あるいは不祥事を見抜いたりとか止めるとか、というようなことはできないのかなど。

そして3番目に、以前からですね、広域行政組合は、職員の給与が高いというようなことを聞いています。これは単に米子市の給与に準じているからだ。まあ、米子市の給与を大山町の方でどうこうするようなことはできないわけですが、実際これはどのくらい高いのかなというふうに思います。これ比較でもかまいませんし、ざっとしたものでもいいと思います。そして、この削減に向けた取り組みはできないものかというふうに思いまして、このまず3点を質問したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは西尾議員さんの西部広域に関わるご質問について答弁させていただきます。

まず、西部広域の管理組合はどのような体制でできているのかというご質問でございます。今回、偽計入札妨害で西部広域行政管理組合の職員が逮捕、起訴されたことは、まことに遺憾であります。当組合の副管理者といたしましても、住民の皆様へ深くお詫び申し上げるところであります。

西部広域行政管理組合は、議会議員16人、執行機関といたしましては管理者として米子市長、副管理者として米子市以外の関係市町村長、そこに私も含まれるわけがあります。それと米子市の副市長の9人、会計管理者として1人、監査委員が2人、1名は議員で1名は学識を有するものであります。そして教育委員会が5人で構成されております。

補助職員としては、管理者の事務部局に47人、消防事務部局に292人です。その他に介護認定審査会委員で96人、障害認定審査会委員として18人が配置をされております。組合事務局の中には、総務課、施設課、環境資源課などがあり、リサイクルプラザは環境資源課の管轄で、施設としては伯耆町にあるところであります。

チェック機能は、果たされていたのかというご質問と、2番目のご質問に対しましては、私がお答えするのには限界がございます。この事件は現在公判中でありまして、司直によって結果が出され、全貌が明らかになった時点で、真相究明と再発防止について検討されることになるかと考えておるところであります。

3番目の給与の削減についてであります。昨年度から西部広域の行政管理組合の改革を狙いとして本町からも職員を1名派遣をいたしておりますが、広域内部でも行政改革推進本部が設置をされ、構成市町村の部課長レベルでの幹事会、副市町村長レベルでの推進委員会、またわれわれトップによる「推進会議」を組織し、広域の組織

機構や業務内容の見直しなど総合的に検討を今加えているところではありますが、その中で成果としては、今年度から米子市の給与カットに更に1%上乘せして、2%から7%の給与のカットを実施している現状であります。以上であります。

○議員（2番 西尾寿博君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） チェックのことはですね、なかなか答えにくいということですが、それでもですね、これから不祥事される方が今捕まってですね、まだ入ってる状態だと思いますが、土壌を変えないとまたそのような方が出ずとも限らないというようなことだと思います。その中でどのように土壌をなくす、あるいは組織改革をするかということがこれから大事ではないかなと思っております。そして、この時を同じくしてといいますか、大山町の改革、行政改革の大綱とほとんど同じくですね、今年1月に大綱が出ました。そして7月に実施計画が出ております。その中で負担金の削減ということが第一に出ています。これは大山町にすごく直接関わることだと思います。どういうふうにするかというのはなかなか言及しにくいのかなと思ったりもしますが、給与の大半、負担金の削減の中で給与がですね、昨年で言いますと、23億9,100万円、その他に手当などを含めるとですね、28億5,900万円、ほとんど半分が給与なわけです。この負担金を削減するためには、職員給与の削減をですね、せずには通れないと。中身を見ましても、この数字がですね、新聞とちよっと若干数字が違っていています。私の調べたのとあってますけれど、新聞では335人というふうになっていましたが、派遣が6名、大山町も出ておると、何名かは実は調べておりません。しかしながら、この中で嘱託職員とか、民間でやれることは民間でというようなこともこの実施計画の中には入っております。わたし思いますに、この負担金の削減の中でやっぱりこの給与のことが大きくなる。それをじゃあ、米子市に任せてしまってもいいものか、10分の1とは言いながら、米子市、境港市について3番目の出資者でありますから、その辺を何とかこれから考慮していただきたいというふうに考えます。

そして、当初管理者である米子市長は、チェックできなかったかなという時にですね、いや監査委員がチェックしてるはずだというようなことを言うております。米子市の監査の中に委託というかお願いしてるというようなことがあるわけですが、この決算書ではこの組合の決算書です。これには、監査委員に対しての監査料というのが3万9,000円、60億近い予算の中でですね、3万9,000円で良いものかどうか、ということもわたしは実は思いました。これでできるのか、どのようなことをしておるのかなと、また各首長のコメントなどがですね、各副管理者ですが、チェック機能をもう少し強化して、風通しのよい仕組みを作らなければ駄目だというようなことも言うております。その辺りをもう一度町長にお伺いしたいなど、これからに大

事なことだとわたしは思っています。お願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。西尾議員さんの再質問に答弁させていただきます。広域行政、先ほどご答弁申し上げましたように、単町で単市では取り組めない課題、それを合同で取り組む、われわれ市町村として責務を負っている事務、その事務を共同で取り組むということで、一部事務組合として設立され、西部圏域の2市7町村で構成しているのが西部広域であります。したがって、先ほどご案内がありましたような事業をやっているわけでありまして、特にその事業の内容等につきましては、当然われわれもその事業の内容を議論し、その中に関わりながらそれは事業を進めてきておるところでありますし、ただ職員のその人事管理なり、それから事務の決済という中では管理者とそれから米子の副市長であります副管理者が決済権利を持ちながら進めてというところがございます。今回の課題としてチェック機能がどのように働いていたのか、どういうふうに課題があったかというのは、今申し上げましたように今そこら辺の検証をなされておるところだというふうに思っておりますので、今回、何故ああいう事件にいたったかということはこれからの真相の究明を待たなければならないと思っております。ただ、ご案内のように、今その対応できるところから対応していこうという中で、西部広域というのが申し上げましたように、組織としては人数は多いんでありますけれども、ほとんどが消防の職員であります。従って、その他の事務を執り行っております職場っていうのは人数は少ない。そういった中でなかなか人事の交流ができなくて、どうしてもその職務に限られた職員にずっと続けていくという中での硬直化した人事体制というのがあったんでないかというふうに思っております。そういった中で、そこら辺を今改善をしたり、早速取りかかって人事もされておるようでありますので、気づいた点からは、そういったことでの対応を改革を進めておられるというふうに思っております。

で、先ほどありました広域行政の行財政改革であります。もちろんわれわれとしても負担金をたくさん支出をしております。応分な負担はさせていただいておるところでありますので、したがってその負担の金額のあり方について、当然今われわれとしても構成員の一員として、その改革に向けての議論を今進めさせていただいております。先ほど答弁申し上げましたように、行革の組織を作りまして、今具体的な項目について取り組みをしておるところであります。先ほどありました人件費の削減、確かに人件費がほとんど占めます。申し上げましたように、消防が300人近くおるわけでありまして、で、その消防の職員の人員を削減するというのは、正直言って住民の皆さんの安全安心の体制を作っていくうえで、なかなかこれ以上削減するというのは非常に難しいという現状であります。何しろ3交替、交替の中で24時間勤務していかなくちゃならない職場でございますので、292名が一斉に勤務しているわけじゃ

ない、そういった中である程度の人数を確保しなくちゃならないのが現状であります。ただ、今まで慣例的に支出されていたいろんな手当て、こういったものについての見直しをしたり、あるいは勤務体制を少し改革をすることによって、で、そういった手当てが削減できないのかというようなことを実際に検討し、これ実施に移しております。そういった中で、相当額の1億ぐらい、数字をちょっと忘れてましたが、相当額の手当ての削減がもう既に取り組みされているところでありまして、その他の広域で取り組んでおります事業についても、われわれ内部のいろんな意見とか状況を聞きながらわれわれとして、何とか効率的な運営ができるものはないのかというようなことも、今個別具体的にその中身についての見直しの検討に取り組んでおるところでございますので、またわれわれとしても構成員としての考え方、思いもしっかりと伝えてまいりたいと思う次第であります。

○議員（2番 西尾寿博君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 大変丁寧な説明でありありがとうございます。町長がおっしゃったとおりで、予算の50%が人件費、その80%が消防、80%以上ですね。が、消防の方に回っているということで、なかなか削れないのかなと思っております。しかしこの、今年の7月に、行財政の実施計画が出たということで、わたしはですね、この時期になかなかものが言えなかった米子市に対して、そしてなかなか進まないと思われた行政改革が、逆にですよ、これから意見がどんどん出されたり、そしてこれが進むというふうに認識します。そしてこの広域連合は、新しいまたこのような連合が組まれる可能性もあるわけです。来年の4月から高齢者医療の広域組合もまた連合も始まるという中で、わたし、話しはちょっと飛ぶようですが、同じような組織の中で町長にもう一度ですね、この進む度合いというか、このあり方について、大山町がですね、アピールできる、これをどんどんやっていきたいというようなことを、これが進むのかどうか。そして同じような連合組合、連合が新しくできるわけですが、その辺のこともちょっと言及して言っていただければというふうに思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁をさせていただきますが、十分な答弁になるかどうか分かりませんが、既に答弁申し上げましたように、決して構成員の一員として米子市に、金額的に大変大きいから米子市に遠慮してものを書いていないということではございません。やはり、それなりの構成員として、それぞれが今それぞれの町の事情等も示しながら、やはり広域行政のあり方について、今までと同じような取り組みではなくて、やはり改善すべきことは改善すべきではないかというようなことは申しておりますし、それから構成しております、まあうちは議長さんが、西部広域代表として議会に出ておられますが、米子市の議員さんに対しても、あるいはそう

いった議会の場でもどちらかというところの頃は、積極的の町村の議長さん方が、議員として、それぞれの役割をしっかりと今、担っていただいております、いろんな場面でご発言をいただき、運営の方に積極的な関わりをいただいているということであります。

と言いますか、米子市にとってみても、行財政改革、大変重要な課題だというふうに思っております。われわれも同じであります。ただ組織が大きいがためになかなか気がつかない部分と、小さい組織であるからこそ、そういった行革の中でまた見えてくる部分があるわけでありまして、したがってそういったその課題をまたそれぞれの構成市町村がそれぞれの立場の中で、それを出し合うという、そういったメリットもあるのではないかなというふうに思っております。そういった関係で、お互い正副管理者会議の中では米子市に遠慮するということではなくて、みんなで米子市も決して米子市に文句を言うなんてことは全然ございませんので、それぞれの構成員として、それぞれが広域行政の運営をどのようにしていったらいいかということと同じ立場で、今議論を進めているつもりでございますし、これからもそういった考え方で進めていきたいというふうに思っております。

後期高齢者の連合、これについてもやはり構成員として、一構成員として、同じ立場でわたしどもはそれぞれの意見を述べ合う、そういったことが健全な組合の運営につながっていくことだろうというふうに思っておるところであります。以上であります。

○議員（2番 西尾寿博君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどでございます。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（鹿島 功君） それでは再開いたします。質問の前にですね、一つ注意いたします。本議場では携帯電話の持込みを禁止しておりますので、気をつけていただきますようによろしく申し上げます。6番、森田増範君。

○議員（6番 森田増範君） 6番森田でございます。私、次の2項目について質問いたしたいと思っておりますが、特に来年度に向けて、今この時期に質問してそれぞれの考えを質しておかないといけないのかなと思ってこの2つの項目にさせてもらっております。一つは、農地・水・環境保全向上対策事業の集落出前推進をというテーマと、文化祭の町一会場化ということについてであります。この2つの項目につきまして、特に地域コミュニティづくりの視点から質問をしてみたいと思っております。

まず一つ目であります。農地・水・環境保全向上対策事業の集落出前推進をという

ことでございます。

本事業は、平成19年度から5年間、継続して実施される国の事業であります。その内容は農業者と地区住民が一体となって、集落ぐるみ、地区ぐるみで農地や農業用水路などを守る共同活動と環境保全にむけ、その取り組みに対して支援されるものであります。その支援額は水田の場合ですけれども、10a当たり4,400円、対象地区の総面積に乗じた金額が交付金の総額となります。特に地元の負担金がないというのが特徴でもあります。いわゆる中山間地等直接支払推進事業の平地版といわれるゆえんでもあります。ただ、国の事業であり、会計検査があるために、定められた範囲の事業活動や会計事務処理が明確でなければならないというところに、今年、初年度取り組んだ地区が少数となっている要因があります。

昨年の9月の定例会でも、このテーマについて質問したところでございますけれども、その成果の中で、今年の現況の県内の市町村別採択状況について見てみますと、この共同活動事業についてでありますけれども、9月現在で、県内246地区、最多が鳥取市の68地区、2番目が倉吉市で44地区、3番目が八頭町の32地区、そして4番目が大山町25地区、町村では、本町は、県内で2番目に多く、所管される部署の方で積極的に推進されたものと評価をいたしたいと思えます。しかし、本町対象地区数からみればこの25地区という数は少数でありまして、さらに中山間地等直接支払事業対象外の平坦地区において、その取り組みが少ない現況にあります。

本事業は、単なる農地保全や水路管理、補修等ではなく、集落住民の、集落の住民みんなで計画をつくり、共同作業での水路の泥上げや、農道沿いの草刈り、農道の修繕、また次の世代（子どもたち）をも巻き込んだ作業体験イベントなど近年、疎遠になりつつある集落内コミュニティ、こういったものの再生へのきっかけづくりとしてユニークな事業であります。

先般、直接所管している農林水産省の農村振興局企画部長が来県されました。その会合の説明の中で「この事業は、かつての日本農村にあった村の人々がお互いに助け合い、共同で作業をし、村を田畑を維持し、守ってきた。そのつながりを地域の力を今一度再生するきっかけにしたい」という旨のコメントがありました。

リーダーの高齢化や担い手不足等の要因で、本事業になかなか取り組めない集落があるかもしれませんが、幸い平成20年、来年度であります。来年度において、この事業への参加申し込みが可能になったようであります。少なくとも、いやせめて現在、この交付金制度に該当していない平坦地集落には、もっと積極的に働きかけて、参加されるよう努められるべきではないかと考えます。その手法として、集落住民の皆さんに事業内容や事例の紹介などを示してやる気を起こしてもらい、集落出前説明会の実施を提案したいと思えます。この点について町長のお考えをただしたいと思えます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは、森田議員さんの農地・水・環境保全向上対策事業の更なる推進についてというご質問に答弁をさせていただきたいと思います。

本事業の内容や目的、さらには今の本町の取り組み状況については、今議員さんご質問でご指摘いただいたとおりでございます。この「農地・水・環境保全向上対策事業」においては、来年度の事業申請に向けまして、遊休農地の解消活動に対する支援等の事業を拡充することと、さらには採択申請や実績報告等における事務手続の簡素化について、現在、検討作業が農林水産省で進められておるところであります。

これもわれわれ、それぞれの町からの要望、要請等現場を知るものからの大きな要請に応じていただいたものというふうに喜んでおるところであります。

来年1月には、その内容が示されるものと考えております。本町におきましても、事務事業の簡素化を求めてきたところでもありますので、その効果に期待はしております。また、同時に各集落に対しまして、参加に向けた積極的な働きかけが必要であるというふうに考えておるところであります。今後は、具体的なそういった資料、これが整い次第、説明会を開催させていただきまして、多くの集落に参加していただけるよう推進をしてみたいというふうに思います。全集落を周ると大変難しいわけありますので、その中で要望をいただければ積極的に集落に出かけて行ってこちらで説明をし、推進をしてみたいというふうに考えておるところでありますので、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議員（6番 森田増範君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 森田増範君。

○議員（6番 森田増範君） 長い質問いたしましたので、答えは非常に的確に短く答えていただいて、私の思いも組んでいただいたのかなというように感じますけれども、残念ながら最後にその中で、要望いただければ集落へ伺っての説明も行いたいという発言、答えがありました。少し残念かなと思っております。何故この集落の出前推進をと、出前説明会をと申しあげましたのは、昨年もそうでしたけれども、昨年と言いますか、この19年度の取り組みでもそうでしたけれど、区長さんへの説明会等も昨年、この12月辺りから農林水産課の方で積極的に説明をされたり、新年度でも説明をされたりしておったように聞いております。

その中で、区長さんの感じを持たれた温度差によってですね、村の方に積極的に働きかけをされる場合、それからまあこういう話が合ったよという程度で終わる、そういう実情もあったわけでありまして。それはやはり区長さん自身もいろいろと職業を持ち、日常の仕事の環境の中でこれを村に持って帰って説明をするとええことじゃないか、やらないけんわいということになったときに誰が根を持つかなといった時に、自分の方に回ってくるかもしれないなというそういった思いもですね、やはりあるわけ

なんです。

で、私がこの出前説明会のテーマを掲げましたのは、町長もよくおっしゃいますように、行政がすること、住民がすること、それぞれの持ち分を、役割をということをよくおっしゃいます。私はそういうこの集落の状況の中です、この事業については、せめてという具合にここに書きましたけれど、中山間地域のそういった交付金事業、あるいは既にこの事業を取り組んでおられる集落、そうでない集落に絞ってでもです、この事業への推進を働きかける価値があるだろうと思っております。それは行政の方から集落の方の皆さんの方に向いてです、いろんな事業内容の説明やもっと見やすいざっくりばらんに分かりやすい事例説明なんかをしていけばです、村の皆さんの方は「ああそういうことだったら今やってることだけ、取り組んでみるか」ということになっていく可能性は非常に高い事業だと僕は思っています。そういった行政がすべき役割の分野をです、要望いただいてから、いただいたところに向いていくということではなくて、積極的にそういった集落のところに向いて、集落の皆さん、平等に感じてもらってです、その中でじゃあうちはそののかしないのか、そこは集落の皆さんが判断をして決めると、わたしはそういうことが今大切なのではないかなと思っております。区長さんへの働きかけの中で要望があれば出向きますから来てくださいというのは思いとしてもよく分かりますけれども、そのレベルでは今、いけないのではないかなと思うところでもあります。この点について町長の考えを、やらせましょうという具合に期待をしてみたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきます。森田議員さんおっしゃることは十分に私も理解はするところではあります。特にご指摘のように、中山間の直接支払いの対象でない地域、また中山間の直接支払いの対象地区であってもやっていないところ、まあそれはハードルが高いということと、まあ地区でないところは元々から基準にならないということで、取り組めなかったわけではありますが、それが今回のこの農地・水・環境保全対策事業、これは平地版ということではありますが、これは中山間の直接支払いを対象になってるところも合わせてできるという、そういう意味では、両方できるという制度になっておるわけでありまして。そこら辺は、それぞれの集落なり地域が選択されればいいという要件であるというふうに思っておりますが、私は個人的には中山間の直接支払いをやっておられるところはまあいいじゃないかと、そうでないところ、本当に地域のコミュニティを醸成していく中でこの事業を取り組んでみられたらどうですかという同じ思いを持っております。ただ、その集落数は大変数が対象の集落があるというふうに思っておりますし、それから何よりも、やはり5年間、この事業をきちっと責任を持って継続して、いくら事務が簡素化されるとはいえ、国の補助金をもらって運営していくわけでありましてから、もちろんきち

っとした会計処理なり、事務処理、そして場合によっては会計検査も受けるということもそれは覚悟していただかなければならないというふうに思っています。そういった中での及び腰の中で、なかなか取り組めない、誰がするんだいやという、そういった中で結局手をあげられなかったというのが、25地区にとどまっているということだろうと思っています。それをさらにもう一步進んで、要件緩和に合わせてさらに20年度も継続的に手上げができると、受け止めるということが、いただけるようになったわけでありますから、同じようにこの機会にそういった取り組みを推進していくことが重要だと思っております。これがただ1集落だけではなくて、地域にも取り組める、範囲としては、こういった事業だというふうに思っております。そういった中で、やはり意欲なり、それなりの意識を持っていただいたところは当然支援していかなくちゃいけませんけれど、とにかくまずは全部にその辺の事業の説明を出て回ってという、相当な時間と労力があるのではないかなというふうに思っております、実際に申請に間に合わなくなってしまうという可能性もあるわけでありまして、昨年度も説明会をして、で、手を上げていただいた所に計画書の指導なりそれから説明をして、そしていくつか断念をされたところもありますけれども、サポートする中で25、ようやく申請ができたという形でありますから、実際に取り組もうということで決意をされた集落なり地区に対しての計画の指導なり、申請に向けての支援というのも大変労力、時間がかかるわけであります。

そういった中で今、担当課の方として考える施策としては、先ほど申し上げましたように、これは区長さんがいいのか、あるいは集落代表何人か出てきてもらうということでの説明会もあろうかと思えます。そういった形が出ていただいてそこで事業を詳しく説明させていただいて、その気になってもらえそうになったところについては、さらに詳しくですね、指導なりご相談にのるというふうなことが現実にはできないかなという判断を今しているところでありまして、集落にそれぞれ過去出向いて詳しく話をしていくとなると、今の職員体制から言いましても、これも説明する職員もある程度、というか理解をした中でないと説明ができません。事業の制度でありますから、それを回ろうとすると相当な時間を要するのではないかなというふうに思っております、今申し上げたような形での取り組みということを申し上げたところであります。

まずは、町としては、積極的な推進と支援はしていく考えでございますので、物理的にそういった集落回りができるのかどうなのか、このことについては少し職員体制なり日程的なものをこれを検討させていただく中で、もしそれが可能であれば、その選択肢も一つの方法としては検討していきたいというふうに思っておりますが、現状を見る中ではなかなか全集落、対象全集落というのは難しい課題でもあるのかなというふうに思っているところであります。以上です。

○議員（6番 森田増範君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 森田増範君。

○議員（6番 森田増範君） 少し前進していただいてありがとうございます、ではありませんけれど、期待をしておるところであります。

今のこの集落の活動については、元気のある所、本当に高齢化が進んでしまっているところ、それぞれの状況がいろいろあるわけであります。是非とも取り組んでいただきたいな、あるいは働きかけをしてもらいたいなと思いますのは、この事業は、私の村の方でもやっておりますけれど、身近な今修理して欲しいなというような農道の修繕とかですね、そういったことも自分たちの手で、少しずつ手をかけながらでも、一緒になって共同作業でやっていく、共同作業でいろいろあれしようやこれしようやということにその地域のコミュニケーションがですね、これをきっかけにして、何かこうまた歯車が回り始めるというようなものも感じるわけであります。それはこれを取り組むことによってお金がですね、やはり水田面積に対して、あるいは畑の面積に対して国の方からあるいは県の方から、町の方から合わせて、100%のお金が出てくると。当然会計検査があるわけですから、事業の取り組みについては精査して、報告もしっかりしなければなりませんけれど、そういった集落の中でもコミュニケーションが取りにくい、取りがたい、なかなか大変だなというところの方にもですね、こういったものへの取り組みを是非とも働きかけをしてもらうことの中で、少し歯車が動きまわる、そういう仕掛け作りも、この地域コミュニティ、これから町長も力を入れていかなければならないという具合に考えておられるようですけど、このものを歯車を動かし始めるきっかけをこの事業を通じてやるのが大事なんだろうなと思っております。可能性があれば検討して、できればということであります。わたしは町長に各集落に出向いて説明をしてくださいということの思いはしておりません。各旧町ごとに、それぞれのふるさと振興課があったり、農林水産課があったりするわけですので、各部署が手分けをしてその地区ごとの集落の方に限られた集落の方に出向くということで私はことが足りていくのだろうと思っております。是非ともそのことについての検討ですね、十分検討してもらって、可能な、可能性を作ってください、働きかけをしてもらいたいなと思うところでもあります。この点についてもう一度尋ねたいと思いますが、この点について担当課の課長の方からですね、集落のその課の状況について、もし分かれば可能性があるのかどうか、尋ねてみたいなという具合に思います。踏み込んだところで恐縮でありますけれど。

○議長（鹿島 功君） えー、町長に質問していただきますように注意申し上げます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきます。課長が答弁をいたしますが、まずはやはりこの事業が、どういう事業なのかということを理解していた

だくということが、やっぱりやる気につながると思うっております。行政側がマニュアル通りに説明するという事は、やっぱりどうしても硬く感じられる部分があるかと思っております。これは私の提案でありますけれど、このある程度の新しい制度が見えた時点で、対象事業取り組んでいない対象の集落、全部一応声かけをして、区長さんだけでなく、農業関係者の方、何人かずつでも出てきていただいても説明会をします。で、その時にもう実際に先行して行っている地区があるわけですから、その地区辺りの実際の取り組みの状況、課題こういったものについても、その場で発表していただくということも効果があるのかなと思っております。その時には是非、森田さん、森田議員さん、国信にもお願いしたいと思っておりますけれど、あと、体制なり物理的な面で可能かどうか、そこら辺のところ農林課長の方から答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 農林水産課長。

○農林水産課長（池本義親君） 議長。先ほどご質問で対象となります集落全部に、それぞれ説明に出向けるかといったことですが、部落数といたしましては、こちらの方で取り組みができる可能な部落の数としましては、142集落というふうに考えております。で、現在25の集落に取り組んでいただいておりますので、118ですか、集落、全集落、それぞれ、本庁・支所で手分けをして、担当者それぞれ回るといのがちょっと難しいかなというふうに考えております。

また説明会を今年行なっております際には、呼びかけとしましては、区長さんだけではなくして、役員さん、人数に関しては限定はしておりませんが、来ていただいてそれぞれ説明させていただいたあとに持ち帰っていただいて検討していただいております。

で、また先週になりますけども、6日の日でございます。これは国と県の方に来ていただきまして、意見交換会を行っております。で、その中には、現在取り組んでおられます集落の方の方にちょっとお願いしまして来ていただき、またこれから取り組もうといった意志のある方に来ていただきました。その中でいろいろと意見の内容もございましたが、そういった特にリーダー的なこれまでの実績を元に分かりやすくご説明をしていただきました区の方もございましたし、またそういった分につきましても今後またいろいろと相談を持ちかけながら検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議員（6番 森田増範君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 森田増範君。

○議員（6番 森田増範君） 前向きな取り組み期待をして次の質問に移させていただきます。二つ目につきまして、文化祭の町一会場化についてでございます。

中山・名和・大山の旧町ごとに開催された文化祭が、一会場化の方向で検討されて

おります。行財政改革審議会の答申では、平成20年度に一会場開催の協議、21年度に実施が示されております。

今年の文化祭は、例年どおり各地区ごとに開催され、それぞれに特色ある文化祭が繰り広げられました。来場者の地区内交流もあり、たくさんの町民の方々と賑わっております。文化祭は、それに参画する人、来場する人それぞれのたくさんの町民の参加を得て実現するものであり、現在それぞれの地域に根付いたイベントになっております。

地域づくりの活力は、人の力であり、それを支える町民の質と数、そして輪、つまり協力体制と私は考えます。文化祭一会場化はそれぞれの地区で培われ、育まれている地域の力を減らすことにつながるのではないかと懸念をします。それぞれの地区民にとって、身近な場所での文化イベントは、参画する者・来場する者、それぞれにコミュニケーションづくりとして、またふれあいの場として、心のよりどころとして欠かせないのではないかと考えます。来場者からも各地区開催の存続を求める声が多くあります。今後、どう取り組むお考えなのでしょうか。そして文化祭一会場化を見直す考えはないのでしょうか。以上です。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） 議長。森田議員の「文化祭の町一会場化について」のご質問にお答えいたします。

文化祭の一会場化については、行財政改革審議会から示された検討事項で、平成18年度から文化祭担当事務局及び実行委員会で協議しているところであります。20年度に向けた行財政改革5項目の一つに「文化祭の町一会場化」が盛り込まれました。関係者の労力や一体的なまちづくりの観点から、来年度から会場をひとつにして開催しようとするものであります。

今年で第3回の大山町文化祭は、「人と人、人と自然が心でつながるまち」をテーマに中山・名和・大山の3地区の会場でそれぞれ特色ある内容で賑やかに開催されました。いずれも、地域に根ざしたイベントになっていることは議員ご指摘のとおりであります。大山会場で出会った顔見知りのお年寄り「久しぶりに知人と出会えるのが楽しみでしたなあ…」とニコニコ顔でした。あちこちとで話し合いの輪ができておりました。正に町民の交流の場にもなっていることを強く実感した次第であります。

文化祭の町一会場化は、全ての分野を一つにするのではなくて、「文化・芸術分野」を中心に一つにしようとするものであります。当然一緒にできるものとそうでないものがあるはずで

町一会場化を検討している理由がもう一つあります。それは文化祭の運営は現在参加団体と行政職員が協力して開催しているのが実態でございますが、これからはもっと町民主体の町民の関わりの多い、開催に移行できないかと考えているところであり

ます。

3地区それぞれの実行委員会で文化祭の意義を町民の声を大切にしながら、今年度の反省をし来年度の開催について協議したところであります。今後は3地区合同の実行委員会を開催し、一会場化に向けた具体的な企画運営内容等について、協議を重ねてまいりたいと考えてるところです。私の方から以上であります。

○議員（6番 森田増範君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 森田増範君。

○議員（6番 森田増範君） 先ほど答弁をいただきました。その中で文化祭の町一会場化、これについて文化・芸術分野を中心にしてという文言がありました。それに絞って一つの会場でされるのかなという具合に想像したりするわけですが、ではそうでない、いわゆるこれまでの3地区の会場の取り組み、先ほど答弁にもありましたように、それぞれの特色がある内容であります。特に中山地区の方におきましては、産業文化祭的な色合い色も多く出ております。本当にそれぞれの取り組み、異なるスタイル、協力体制も違うなという感じはします。ずっと培われた産業・文化祭、あるいは文化祭という中でですね、本当に文化祭の部分だけではやっぱり人が集って参画して中身の濃いものにするにはどうしたらいいだろうかという形の中で、今の形に収まってきておることもあるんじゃないかなという具合に感じたりしております。この文化芸術の部分だけの一会場にするということになると、ではそうでない部分のものについてはどうなのかなという感じがします。特に産業関係、食の関係の方については、行政職というよりも、地域の皆さんの協力、団体の方々の支援、そういった働きの中で、協力体制の中で仕上がってきて非常に盛んなイベントになってきているというのも現状であろうと思っております。今本当にこの時期にこのような形で分けながら進めていくのが本当にいいのかなということをつくづく感じております。

で、これから実行委員会を開きながら、一会場に向けた具体的な内容について協議を重ねていきたいと、その中で委員長さんの方から町民の声を大切にしながらという文言も加えておられます。

どのような判断で、その方向性、結論を見い出していかれるのか。そしてその最終的な、まあここでは一会場化に向けた具体的な内容について協議を重ねていくという具合にもう明言してありますので、もうこれありきなのかなという具合に感ずるところですが、一方ではまあ検討していきたいという思いも感ずるところであります。最終的な結論を出されるのは、教育委員会の部局なのか、町長部局なのか、その点についてもまず尋ねたいと思います。整理しますと、どんな判断でその方向性を結論を出されるのか、その結論はどちらの部局がされるのかということであります。

それから産業文化祭的な状況でありますので、現況でありますので、町長に尋ねたいと思っております。この一会場化をするということについては、文化イベントでの

プログラム、イベントプログラムなどの組み立てはそんなに難しいものではないだろうなと思ってはおります。大切なのは、これまで関わってこられた、あるいは来て会場に来ておられますところのたくさんの人の集うこのことなのではないかなと思っております。一会場ですということの中で、当然産業的なものは、じゃあ止めるのかということも出てくるでしょうし、これも一元化、どこかで一会場するのかという問題も出てくるでしょうし、今の3地区にそれぞれ参画されている町民の地域の皆さんのたくさんの協力体制、これが消えてしまうのではないかな、そんな感じもします。こういった視点の中で本当に地域づくり、地域コミュニティづくりが進むのかなという懸念を持つところでもあります。この点については、町長の方から尋ねてみたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） このことにつきましては、再質問につきましては教育長の方が答弁いたします。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 議長。森田議員さんの再質問にお答えしたいと思います。合併前の旧3町でそれぞれ、文化祭という名で文化活動と合わせて、今おっしゃいましたように産業であるとか、健康であるとかこういったようなものを巻き込みながら、特色あるこういうやり方をしております。現在3回目を本年度開いて、かなりの成果があったのではないかな。特ににぎわいという辺では凄いなという、こういうものを一方では感じながら、この文化祭という名で非常に多くのものをこの中に入れているというところで、教育委員会の方は、文化活動、という辺りに焦点を充ててこの事業に取り組んでおります。町内には多くの文化活動をしておられる人がおられます。彫刻であるとか、絵画であるとか、あるいは写真、ギター、あるいは俳句であるとか短歌であるとか、でこういう方がですね、発表の場がないと、あるいは交流の場がないと。で、質的なものも含めてですね、自分たちの活動はそういうチャンスがないというとまずいんですが、そういう辺では町外に行かないけん。いきなり米子の大会に出したり、県に出したり、こういったようなこともありますし、町内には著名な彫刻家等、あるいは絵画の作家もおられるわけですが、町外や県外で活躍され有名になっておられるんですが、地元ではそういう方のいろんなものを紹介したり、する、そういう場面も非常に少ないというか、無いに等しいと。で、そういうところをですね、せっかく町が一本化してなったんだから、そういう文化活動、こういうものの場を作れないかというこういう声も聞いております。教育委員会が所轄しておるわけで、そんなにその数が多いわけではありませんが、文化という辺から視点を充てると、教育委員会はその辺もう少し新しい視点でとり組みが必要かなと思っております。文化講演会というものも開いておりませんし、町内3地区には文化財が多くあって発掘され

ているんですが、展示ぐらいはしておるんですけども、いったいどこに何が出て、それをどう使おうかとしておるのかというシンポジウム、こういったようなのは、県内では非常に後発隊に属するのかなと。一方で観光と言いながら、そういう辺の文化財の開発を町民のものとするという辺りの取り組みは、非常に浅いなということを感じております。で、文化という辺りに焦点を充てて、一会場化というんですが、町民こそってそういう部分もあってもいいのではないかというのが文化祭の願いであります。まあ理屈っぽく言えば、今ある文化祭の中の文化と祭り、祭というのは、おっしゃったようにいろんな願いがありますので、集うというところまで止めて、全て一会場化だと、こういう発想でなしに、まあ文化活動について一会場化、委員長答弁の言葉で言えば、芸術という、そういったあたりに焦点を絞ってですね、少し広がりをしていながら高まりというようなものをここに吹き込んでいきたいなということを考えております。

先般も「大山ばやし」という大山地区の踊りが全国の民謡界で評価されて、県外の方では凄いと言いつつ、町民にそういう披露する場、何か文化祭みたいなものでも思ったりもしたんですが、なかなかそういう場も作れないと、そういうことを含めると、新しい文化祭というとあれですが、そういったようなイメージをみんな合意の下で作っていききたい。しかし、議員がおっしゃったとおり、それぞれの賑わいの中で集ったりするところについてはですね、また別な視点というのがあるのではないかな。今文化祭は、教育委員会か町長部局がということでありましたが、実行委員会方式でみんなの意見を求めながら対応してるわけですので、そういうところの意見をいただきながら、整合性のあるものに集約できればいいなと思っています。21年度にする、そういう流れでいっていたんですが、行革の流れの中にこれものした方が、町全体の取り組みの歩調が揃うんでないかということで、来年度に向けて、一步踏み出したと、こういう現状であります。以上です。

(西山富三郎議員 退席)

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 森田議員さんの再質問にわたしの方からも答弁させていただきたいと思います。全体的な基本的な考え方としては、教育委員会の方での答弁と同じであります。ただ、わたしなりの思いを少し述べさせていただきたいと思いますが、こういったそれぞれ旧町から取り組んできている文化祭、どういう目的で取り組んできたかというふうに考えてみますと、やはり地域の皆さんとの交流なり、それから文化活動、産業振興、こういったものを取り組むだけの集大成として、年に一度、これを発表の場として町を盛り上げるために取り組んできていたんじゃないかなというふうに思っております。その中で多くの方々が関わっていただく中で、まちづくりにつながっていったんじゃないかな思っておるところであります。

今回の見直し、行革の中では一年前倒しということでありませけれども、そういう意味では少し早めから議論してもらった方がいいのではないか。そのような思いもあります。従って今年の文化祭等をそれぞれ3地区でやってみた後すぐにでもそういった意識をしながら取り組んでみて、それを検証するためにも今回一会場化についての議論が進むためにも今回提案したほうがいいのではないかという思いもあったというのも事実であります。ただ誤解があってはならないというふうに思っておりますのは、これは行革とはいえ、場合によっては、財政的には返って費用が掛かるようになるのかもしれないというふうにある意味では思っております。

従って、一つには、今あるものを全て止めてしまって、それで一つにしてしまうんだという議論ではないというふうに僕は思っております。今、申し上げましたような文化祭の目的を考えた中、せっきく一つの大山町という町になった。その大きくなった機会を生かして文化の質のレベルを上げていったり、芸術のレベルを上げていったり、産業の振興を図っていく中で、やはり大きな力として内外に、町内・町外にやはり町民の力を示すという、そういった意味での文化祭の役割もあるのではないかなというふうに思っております。残念ながら、今まで3年間文化祭を見せていただきましたけれども、やっぱり同じようにそれぞれの地域の中での今までの取り組みの中での賑わいなり、活動はあるわけでありませ、それをさらにお互いが競い合ってもっと大きなものにしていくという力にはなかなか成り得てないなというふうに思っております。どうしても展示されるもの、あるいは発表されるものというのは、その範囲の中のことになってしまいますし、参加される団体もやはり同じ団体の中でその地域の文化活動なり、事業活動を発表しておられるだけになっております。せっきくでありますから、やはりこれを一つにして大きな力としてさらに高めていく、伸ばしていくためには、一つの会場でそういった取り組み、文化や芸術、さらに言えば文化の中には食もあるわけでありませから、そういう意味では産業も含まれるのではないかなと思っておりますが、そういった機会を作るということも町にとっては大きな活力につながるのではないかなと思っております。その中でそれぞれの各地域で取り組んで来られた、あるいは旧町で取り組まれた活動も、そういった中でまたさらに再構築をして、進めていくことも、継続していくことも可能であろうというふうに思っておりますし、さらに小さい単位でいけば、大山地区のように地区公民館あるわけで、あそこでも公民館祭りとかいろんな活動しておられる。そういった身近な地域での活動というのもまたその役割というのが、改めて必要に感じられてくるのではないかなというふうに思っておりますし、決して今あるものをすべて止めて一つに集約してしまうという意味での議論ではなくて、そういった中で今あるものを活かしながら、いかに新町としてこの文化活動なり産業活動を高めていく、そういった一大イベントにつなげていけるかというところの議論をしていただければありがたいなというふうに思ってお

ります。で、この課題につきましては、決して町長部局、教育委員会部局、これが別々に判断することではなくて、やはり一緒になって、この方向については議論をしながら、住民の皆さんのご意見も伺いながら結論を出していくことだろうというふうに思っているところあります。以上であります。

(西山富三郎議員 着席)

○議員(6番 森田増範君) 議長。

○議長(鹿島 功君) 森田増範君。

○議員(6番 森田増範君) 聞き惚れまして、全くそうかなという思いに何となくかられそうなところがありますけれども、ちょっと待てよ、と感じるところもあるわけですし、発言させてもらいます。

教育長の思いもよく分かりました。この一会場化に向けての少し掘り下がったところがですね、町長の方から、あるいは教育長の方から、教育委員長の方から話があって、思いのあるいはこれから進もうとしてる一会場化についての姿勢というのが、垣間見えたような気はしております。ただその中でですね、私このたび、この質問のテーマの中では、地域コミュニティという捉え方の中で、整理をして自分の意見を述べさせてもらうところでもありますけれども、文化イベントの一会場化、そういう形の中での姿勢よく分かります。ただそれまでの、今のこの文化祭イベントにたくさんの地域の方、行政の方もそうですけれども、地域の方の参加もあり、それを楽しみながら来られる方もあります。非常に小さな中でのコミュニティというものの存在があるわけでもあります。

で、町長の中にもありましたように、これからの取り組みの中では町民主体の、そういう参加型に是非とも持っていきたいという思いも強いわけでしょうし、この年度の始めの姿勢方針の中でも地域コミュニティの低下という捉え方の中から地域自治組織の取り組みについて仕組みづくりについて研究をしていくという姿勢がありました。担当課の方でも今一生懸命そのテーマについて取り組みをされているところであろうと思っております。わが議会の方でもまちづくりの特別委員会の方でこのテーマについて、いろいろと調査研究してきました。日南町であったり、南部町であったり、三朝町であったり、それぞれの地域でこの今低下しつつあるコミュニティ、これを地域を元気を出させよう、元気に活力をとという思いの中で、そういった取り組みがあります。で、町長も多分今の研究を来年度には、具現化していくような姿勢も今度は出されるのであろうなと思っております。その状況を見ますとですね、各コミュニティ作りの取り組みの中では旧校区単位ですね、旧校区単位ごとに担当職員を配置して文化であったり、教育であったり福祉であったり、そういったものを地域住民の方を巻き込めというよりも地域住民自らが、自分たちの力で自分たちの村、地域を作るんだという、それこそ町民主体のまちづくりのきっかけをそこに求めてやっていく、とい

うものが他町では動いております。その取り組みも来年度辺りに、町長の思いの中では多分動き始めるだろうと思っております。

であるならば、そのそういった場づくりの中で合わせてこの文化祭、産業祭、どういう形にしていこうかということですね、投げかけながらそこで地域の住民の皆さんであったり、考えて行かれるところの集落の代表の方であったり、じゃあ皆さんはどういう今度は、参画の仕方をしますか、どういう形でやりますかという投げかけもしながらですね、取り組んでいくようなやり方、そこでこの会場化についての問題も投げながら研究し、進めていくことが私は適切なのではないかなと思っております。

町民の皆さんの参画主体ということ掲げますけれど、なかなかそう簡単には実現しないというのも実情であります。そういう年度の中で進めるべきではないかなと思っておるところであります、町長の思いを、町長の考えを質したいと思えます。最後になりましたので。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは再質問に答弁させていただきます。ご指摘のように、今年の今年度の目標として、地域自治組織の育成、構築ということ掲げ、取り組んできております。少し作業の方がいろんな事情があつて遅れてはおるところではありますが、いずれにしても今議員さんご指摘のように、こういったコミュニティ組織を作っていくことは大切な課題だというふうに思っておりまして、来年度には何とか形が見えてくるような、そういった取り組みをしたいなというふうにわたし自身も思っておるところであります。

そういった中で、その中で何を取り組むかということも当然大きな、要は目的になるろうというふうに思っていますが、いずれにしても先ほど申し上げましたように地域の活動なり旧町の活動取り組み、こういった伝統的な行事や文化活動、こういったものは僕は大事にしていかななくちゃいけないというふうに思っております。従ってそういった取り組みを全てなくしてしまつて文化祭を一会場にするという意味ではないということを重ねて申し上げておきたいというふうに思っております。

従って、そのことの議論と、この一会場化の議論というのを平行して行うということは確かにおっしゃる意味は少し分からないではないでありますけれども、私は整理してかかれることではないかなというふうに思っております。て、言いますのは、それぞれの地域の今までやっておられますお祭りであったりとか、それから文化行事、伝統行事、いろんなことはこれはさらにまた高めていただきたいと思っておりますし、ある意味では、そのコミュニティとしての旧校区辺りの単位になれば、ある2、3集落が取り組んできたものがもっと大きく広げることできる、身近な中で、というふうな効果も出てくるんだろと思っております。今回の一会場、文化祭の一会場という意味は、先ほど申し上げましたように町として、みんなで交流をしてさらに高まって

いく。文化活動や産業活動、そういう高まっていくという意味からの文化祭を一堂に会した形で開催するのはどうだろうかというふうな観点で考えていただくとすれば、それぞれ地域に事を生かした上で、それをさらに高めるにはどうだろうかという、そういった観点で私は議論していただければいいのかなと思っていますところでありますので、地域自治組織の議論も当然進めてまいります、そういった意味でリンクする部分もあるかもしれませんが、わたしはそれぞれ別々にでもある意味では議論ができる部分ではないかなと、決して地域自治組織の議論が進まなければ、この文化祭の一会場化に向けての議論が進めることができないということではないのかなというふうに思ったりしております。以上であります。

○議員（6番 森田増範君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩をいたします。再開は、2時5分からにしたいとも思います。

午後1時58分 休憩

午後2時8分 再開

（岩井美保子議員 退席）

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。次、11番 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 11番議席の諸遊壊司でございます。このたびは3点、私の意見を述べ、町長並びに執行部を質したいと思っております。

まず始めに、大山寺に「大山ソバ工房」をと題してわたしの意見を述べたいと思っております。

林野庁が所有しておられました大山寺にある眺海荘を本町は、今年の6月に1,500万円で購入し、松江市にあります会社と契約でワイン醸造やレストランを備えたワイン工房に貸し出し、大山寺の活性化に弾みをつける計画でございました。が、急きょその会社の採算性等の問題から撤退されることになり、その後再度の旧眺海荘の活用方法が問題となっております。このことは、大山町のホームページや新聞等すでに発表となっております。

そこで私は、是非そこに「大山ソバ工房」の建設を提案するものでございます。なぜならば、本町はソバの栽培面積約60ヘクタール、量的には、だいたい60トン収穫しております。県内の町村では日南町と肩を並べるほどたくさん作っております。そんなにたくさん規模作っているのにもかかわらず、町内の利用はほとんどなく、大部分が県外に業者を通じて販売出荷をしている現状でございます。「大山ソバ」は、私が言うまでもなく、山陰に名も古く、出雲そばと並んでその名を轟かせておりました。

しかし、今はどうでしょうか。食品偽装が問題化している昨今、たくさんの皆さま

に大山に来ていただき、地元の大山町産の名実ともに間違いの無い、本当の「大山ソバ」を食べてもらうことが本来の姿でなかろうかと私は思っております。どうでしょうか、町長。

また私は、「大山ソバ工房」の中にそば打ち道場も作り、中高年の皆さまはもちろんこと、小学生、中学生が大山登山と合わせて食育の一つとしてそば打ちを体験していただく、これも大切なことでなかろうかと思っております。そしてその一角には、田舎料理を出しまして、町内で採れました山の幸・里の幸・海の幸を味わってもらうことが大山への四季を通じて集客を図ることになり、農家、食堂、大山寺周辺が潤い、これが町長、執行部の皆さん、そして町民が目指す「大山恵みの里構想」の第一歩であろうかと思うわけでございます。町長の考えを質したいと思えます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは諸遊議員さんの大山寺に“大山ソバ工房”というご質問に答弁させていただきます。

先ほどございましたように、本年度、本町が取得いたしました旧眺海荘につきましては、これは大山観光の玄関口でありますので、今その活用早急に図らなければならないと考えておりました、現在店舗活用事業者を広く募集中であります。

まあ、ご承知と思いますが、以前の眺海荘は1階が土産物店で、2階がレストランでありました。しかしこの後の活用についてはそのことにこだわるものではありません。斬新な活用方法をご提案いただければというふうに考えておるところであります。

今議員さんからご提案がありました「ソバ工房」、これも大変大山寺の参道周辺に留まらず、町全体に波及効果をもたらす上では、期待のできる提案ではないかなと興味深く感じたところでもあります。大山そばにつきましても今大山町内のそば粉を使って大山ソバの定義、そういった基準作り、こういったものを大山ブランドの一つとして、今協議をし、進めかけておるところであります。従いまして、議員さんのご提案もこの大山恵みの里づくり計画の課題である大山寺参道の集客力の強化や新たな魅力づくりを実現していただける事業者の応募に期待をしているところでありまして、その中でこういった提案も出てくれば私としてもありがたいなというふうに思っておるところであります。以上であります。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 町長、わたしはね、2、3年前でございましたでしょうか、大山に来られたお客さんに対して偽証しました。その偽証がせざるをえなかったというのが事実だと思っております。と、いいますのが、お客さんが来られまして、大山そばの旗と言いますか、ありますね。そこで、「すみません、ここ大山そばは地元のそばですか。そば粉を使っているんですか。」と聞かれました。わたし

は多分使っていらっしやらないことを知っておりましたけども、「やあ使っておられませんかよ」とがいな声では言われませんか。ねえ、町長も多分そうだと思います。で、わたしは、「どうでしょうかね、使っていらっしやると思いますよ。だいいち大山は、たくさんそばをこの周辺で作っておりますので」と、答えたですけども、今でもどうかかなと思ってるわけでございます。多分、町長もその場でお客さんに「この大山そばは、大山のそば粉を使ってるらっしやいますか」と答えられたら、町長はどうされますか。ね、まずそこも答えてもらいたいですけれどね。

わたしはまあ個人的なことでございますけれどね、2年ほど前に穀物検査官という資格を取りました。それは米を中心でございますけれど、米の一等二等三等、それからこれが本当にコシヒカリかひとめぼれか、そういうのを調べるあれでございますけれども、一辺とったらこれで終わりということではなくして、毎月その研修会、目合わせといたしますでしょうか、出ております。そこに今特に勉強しておりますのは、その表示方法、コシヒカリの表示、たとえば種類は水稻うるち玄米という種類になります。で、品種は、コシヒカリではございません。鳥取県産コシヒカリというのが、銘柄になるわけでございます。そこまで食品は厳しくなっております。全国的には地鶏ですか、地鶏。それから牛乳、牛肉、ね、それから米に関してもいろいろな偽装が流行っておりますけれど、私はそうじゃない、せめて大山は、名実とも胸を張って「大山で採れたそばですよ、是非ともご賞味下さい」というのが本来の姿であろうと思っておりますけれど、まずそこ町長にお聞きしたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。諸遊議員さんの再質問に答弁させていただきます。全く同感でございます、先ほど答弁でも少し触れさせていただきましたように、大山で食べるそばが大山そばではない。大山そばとは何なのかと。やはりそういったこだわりを持った取り組みをしなければいけないというふうに思っておるところであります。その取り組みを今しております。状況について私から言って間違っただけを言って偽証に問われてもなりませんので、担当課長からその取り組み状況を今申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○大山振興課長（斉藤 淳君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 大山振興課長。

○大山振興課長（斉藤 淳君） 大山そばの取り組みでありますけれど、ここ2回ほどですね、今年秋になりましたから、大山の旅館組合の皆さん、あるいは土産物店の皆さんを対象にいたしまして、これは大山振興課というよりは、大山恵みの里公社が中心になりました、大山そばワークショップというのを行なっております。地元大山町産のそば粉を使った麺、これを食しながら味はどうなのか、近隣、大山山麓、日南町産等でございますけれど、そういったものと比較してどうなのか、評価を聞きますと、

日南町産にも負けずとも劣らずというふうな味がですね、大山町産のそば粉にもあるというふうな、風味があるというふうなことを聞いております。そういった取り組みからですね、大山そばというものを定義づけていきたいというふうに考えています。以上です。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 前段の答弁は誠に心が一つで良かったなと思っております。ただね、先ほどの町長の答弁に、最後の方ですよ、魅力作りを実現していただける事業者の応募に期待したい。ね、事業者の応募、つまり他人に任せて他力本願ですな。わたしはね、僕は違うと思うですだがん。

わたし、9月の議会に道の駅のことで「どこまで進んだか、道の駅構想」という一般質問で町長に問い質しました。そうしましたら町長は、「道の駅、あなたが思っている道の駅かどうか分からんけれども、名和のインターの近くに、観光物産情報の総合的な拠点を作る。それは、集客するのが目的ではないけれど、つまりそこから情報発信の基地を作りたい」ということをおっしゃいました。そしてその上に「大山町は、大山という道の駅を作らなくても年間何十万、100万を超えるお客さんが、大山に来られる、それを大いに利用しようじゃないか」とあなたはおっしゃいました。ね、そこまでなら「うん」とわたしも思いますよ。ならばそのせっかくできました、空きました眺海荘ですか、それを他人に任せるのではなく、町自らがしなければならないと思っております。

それはそのために、下岡プロデューサーですか、今は何と言うのでしょうか、局長ですか、事務局長？事務局長さんが広島から、彼はいろいろ過去にその道の駅の立ち上げに成功した事例を持ってわざわざ大山に来て、大山町の職員となって、今振興課の局長としてがんばっておられます。その人を中心として、何故大山町が実際しないのか。いいアイデアがあったら、事業者の応募に期待します。これはまあ頼むけやってみなさいやと。それは何と言いますかね、それは逃げでないかと。つまりこのしおりには、昨日も全員協議会で説明がございましたけれど、年間家賃が291万7,700円で貸してあげますと。赤があっても大山町は291万7,700円をもらえばそれで済む、というような考えだと思います。これでは私は町民は拍手をもって町長いいぞとはおっしゃいません。言わないと思います、やはり。確かに赤字が出たら大変だかもしれん。赤字が出んように皆さんの知恵を出して、下岡プロデューサーを中心として、やればできるじゃないですか。これが、町長が考えておられる本気の本当の道の駅構想ではなからうかと思っておりますけれど、どうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁をさせていただきますが、まちづくり、

これは行政だけが担うものではないというふうに思っております。今回下岡プロデューサーを招いて財団法人の大山恵みの里づくり公社を立ち上げ、その運営を今行っておりますが、これは決して公社がいろんな事業をして、どんどん町の産業振興を図っていこうということが目的ではございません。まずはそういった要は「仕掛け」を公社として、広域的な役割として農業者の皆さんや漁業者の皆さん、あるいは商工業者の皆さん、そういった方々にそういった基盤を作っていく、仕掛けづくり、これをやっていくのが一番大きな目的だと思っております。

そういった中で、まず先行的にそういった事業を展開したり、するということはあるのかもしれませんが、最終的には、やはりそれぞれの事業者の皆さんがやはり関わっていただいて、主体的に事業活動していただかなければ、私は活性化につながらないというふうに思っております。

従って、大山寺におきましてもこの眺海荘におきましても、町が直接運営するではある意味では簡単な話であります。それはバックにこれだけの、厳しい財政とは言え、自治体が運営するわけでありますから、ただ本当にそれでいいのだろうか。やはりまずは、民間の方々なりいろんな方々に知恵を出していただいてそこで事業活動をしていただく、そういった方があれば、そういった方々のお力をまずはそこで使っていただくという方が先決ではないか。ただし、あそこの場所というのが非常にまあ、一番目立ついい所でありますので、そこをいつまでも空いたままにはしておけない。そういった中で事後策としては当然そこは公社なり町が何らかの形で、使っていかななくてはならないと思っておりますが、まずは民間の皆さんに大山というロケーションの中で事業活動をこの地域の活性化のために、われわれの思いを同じくする思いの中での事業活動をしていただける方がないだろうか、ということは今広く募っているところであります。行政がどんどん前に出て全てのことをやっていくという時代はもう終わってしまったのではないかなと思っております。かといって行政の役割がないわけではなくて、やはりそういった事を支えながら、多くの事業者の皆さんに、そういった事業活動が展開しやすくなるようなそういった仕掛けなり支援をしていくのが、行政の仕事かなというふうに思っております。このソバ工房につきましても、民間の方がここで大山そばの工房を、議員さんご指摘のようなアイデアで、そばを中心にした工房を開きたいというようなご提案でもあれば、それこそ議員さんの思っておられる計画と思いが一致するのかなというふうに思ったりしておるところでございます。以上であります。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 決して納得した、100%納得したわけではございませんけれども、時間の関係、次に進みたいと思います。

次に、町内巡回バスについての提言をしていきたいと思っています。

このたび、10月1日改正による大山地区の路線バス変更により、特に大山地区町民に多大な不安と不満が湧き上がりました。町といたしましては、これまで収支状況つまり18年度は日本交通さんに1,854万円の赤字補填をしたんだよとか、利用実態の把握、「広報だいせん」によるお知らせ、大山町地域公共交通会議等で検討など、万全のつもりでバス路線の変更をされたわけでごさいます、改正の詳しい住民説明が不十分であったため、こうした大問題に発展したのではないかと私なりに思っています。先月、11月ですな、11月の末に行なわれました区長会の席で執行部からその件のお詫びと反省、そしてこれからの対応策について答弁があったようですから、その件については余りこの場では追求はしないことにします。

しかし町長、位置真の行政、真のリーダーとは、特に弱者に対し優しい行政、弱者に対し優しいリーダーでなければならないと私は思っております。多分町長も、基本はそこだろうと思っています。

ところで私は、先日中山、名和、大山地区、それぞれの巡回バスに乗車してまいりました。そこで乗車いたしましてわたしなりに数少ないお客さんや、運転手さんとお話して感じたこと、問題点、そして提言をしていきたいと思っております。

まず問題点といたしまして、3地区とも中山、名和、大山、形態が違うということでもあります。例えば中山地区は、スクールバスに一般客を乗せることができます。ところが、名和、大山はスクールバスに一般客を乗せることはできません。

二つ目には、中山・名和地区は9号線以外はどこでも乗車できるわけでごさいます。手を挙げると循環バスは止まってくれます。これはフリー方式というそうでごさいますけれど、ですけども、大山地区はそういう具合にはなりません。停留所まで足を運ばなければならない。

それからもう一つは、バス料金でごさいます。中山地区は現在試行運転の為でしょう。多分、無料ということになっています。どこまで乗ってもただでごさいます。中山地区がどこまで乗っても100円、ごめん、ありがとう。名和地区ですね、名和地区がどこまで乗っても100円、そして大山地区が距離によって異なっております。例えば大山口から佐摩が300円、大山口から大山寺までが470円、高麗地区はぐるぐる回って160円の均一料金でごさいます。そしてもう一つはね、せっかく執行部がね、バスが通らなくなったところに巡回バスを通そうという心意気で作ってくださった新しくバス路線になった集落の乗客は限りなくゼロに近い。ほとんど乗り手がないということでごさいます。例を挙げれば、大山地区では長田、荘田、上の方では種原、飯戸、中山地区では逢坂地区。運転手さん聞きますと、わたしが乗った時も乗っておられませんでしたけれど、運転手さん、「いやあ、一人も乗んならんですわ。こりゃ税金の無駄使いでないですか。」と、運転手さんは言っておられました。

そこで提言でございます。まずわたしは、乗客の少ない集落は、デマント方式ではいかがか。つまりデマント方式といいますのは、近くでは伯耆町がそういう方式を採用しておりますけれど、予約を受けてから走行する。ね、そうすると、空バスは走りませんね。必ず予約があってから行くんですから。まずどうですか、そのデマント方式で走ること。それから先ほど言いましたように、やはり町内同一料金でなければならない。これは町民の公平性からしてしかるべきであると思うわけでございます。以上まず町長の答弁をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは諸遊議員さんの町内の巡回バスについてのご提言に答弁させていただきます。

政務報告でも申し上げましたが、今回の大山地区のバス路線の見直しにつきまして、住民の皆さんへの周知が不十分であったことに対し、改めてお詫び申し上げます。現在、皆さんからいただきました要望をもとに、事業者であります日本交通や、関係市町村、米子市、日吉津村であります。こういった市町村と改善に向けた協議を行っているところでございます。

さて、議員さんが問題点として3地区とも形態が違うということで、何点かあげておられますが、議員が言われます中山、名和、大山の巡回バスという表現でございますけれども、中山、名和地区は、バス事業者が撤退したために町が運行しております、要は町営の巡回バスであります。そのうち中山は現在はまだ乗車の状況を把握するという意味で試験運行中であります。また、大山地区につきましては、バス事業者、日本交通であります。この事業者が運行しております路線バスであります。巡回バスではありませんので、3地区ともそれぞれに形態が違っているというわけでございます。

まず、中山地区はスクールバスに一般客を乗せることができるということについてであります。中山地区は平成19年3月で路線バスがすべて廃止となり、バスの利用状況を調べるため、平成19年4月から、町が所有いたしておりますスクールバス、このスクールバスを利用して、今巡回バス、いろんなコースを時間変えたりしながら無料で試験の運行を実施しておるところであります。

中山地区のスクールバスの一般客の利用については、スクールバスの本来の利用者である小・中学生が乗車した後も、座席数に余裕があるため、巡回バスの試験運行に併せて、利用状況をみるため無料で乗車できるようにしているものであります。

次に、中山、名和地区はどこでも乗車できるフリー方式で、大山地区はそうではないのかということですが、中山地区は無料の試験運行、また名和地区は町営の巡回バス、名和地区の巡回バスにつきましては、道路運送法第78条によるバスであります。また大山地区は路線バス、これは道路運送法第4条で規定する路線バ

スであります。そういうことでもありますので、路線を定期運行を行う路線バスにつきましても、乗降場所が自由な、いわゆるフリー方式は認められておりません。そういったところでの違いが出てきているということをご理解をいただきたいというふうに思っています。

また、バス料金につきましても、一律料金の町営巡回バス、要は長かろうと短かろうと1回100円という今、名和地区のバスの料金体系にいたしております。またバス事業者が運行する料金体系は、距離による料金体系が定められておるところであります。そういった違いが出てきているところでもあります。

次に、ご提言で議員さんご指摘のとおり、新しくバス路線になった集落の乗客はあまりないと、ゼロに近いというふうに聞いておるところであります。乗客の少ない集落は、デマンド方式を採用したらどうかということではありますが、4月からデマンド運行をしている伯耆町を視察いたしましたところ、デマンドセンターの経費が掛かるため、ほんの一部の運行にデマンド方式は適さないのではないかとこの助言をいただいております。デマンド運行は予約がなかった場合に運行しない分の燃料費がかからないこと、空のバスの走行がなくなるなどという利点はありますけれども、人件費は削減されませんし、実質的な経常費用の削減にはつながらないということでありまして、町内の一部の区間をデマンドとするのは、なじまないのではないのかなというアドバイスをいただいております。

また、利用者が少なかったために、バス運行からデマンドタクシーへ移行した、これは北栄町であります。この場合は利用者が更に少なくなってしまったというふうに聞いておるところであります。

町民の公平性の観点から町内同一料金にという提言につきましても、先ほど申し上げましたように、形態が違う中でのバス料金の設定でありますので、一律料金の町営バスと、バス事業者が運行する距離による料金体系の路線バス、これを運賃を統一するということは困難であろうと思う次第であります。以上であります。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 町長のおっしゃることよく分かります、私も。うーんただね、どんなものでしょうか。いいことはいい、悪いことは直していかなければならない。例えば路線バスは確かに距離によってお金が違う、これは当たり前です。ならば、まだ正規ではないですけども。この間の全員協議会に新しい大山地区の路線バスに対する何ですか、案が、改正案が示されました。これを持ってたぶん区長会とかいろいろなところに説明されると思いますけれど。で、路線バスは路線バスで以前に比べて19便がだいぶ減っておりますので、以前のように19便出さないというわけではなくて、半分、3分の1ぐらいになっていきますでしょうかね、以前よ

りも。で、これは路線バスなので、距離にあった料金をいただくと。だけれども他の集落は、名和地区、中山地区がしておられる10人ぐらいの小さなマイクロバスといえますでしょうか、乗用車で、ぐるぐる回られるのもやはり町民の公平さからして必要ではないかと思っております。

で、わたしね、その巡回バスに乗りながら感じました。お客さんとも話たんですけど、何で名和地区、中山地区、中山だったら役場を中心にしてぐるぐるぐるぐる、名和地区もこの役場を基点としてぐるぐるぐるぐる、あんまり町民から不満が出ませんでした。ね、ところが大山地区もそうしよう、大山口駅を中心にしてぐるぐる廻そう、これでもいいじゃないかというような考えだったと思います。で、何でだろうかとわたし思いましたらね、結局ね、名和地区、中山地区はね、日常の生活が町内で簡潔できる、もう昔からの生活習慣といえますでしょうか、中山地区だったら役場の前に行かれるとAコープもありますし、丸合もショッピングあります。銀行、農協、役場もありますし、そこで生活できた。名和も同じことだった。ところが大山地区は、昔から買い物は、もちろん大山口もありますよ、ありますけれど、だいたい買ひものは、淀江、米子に、もちろん医療も米子淀江に行く、これはくせがついていたんではないかなと。ね、思うわけでございます。まあそれは余談といたしまして、やはりね、路線バスは数は少なくとも残されます、今の計画では。でも他のところは、巡回バス、町営の巡回バスではいいじゃないか。先ほど言いましたように、大山地区の豊房、種原、飯戸、ああいうところはほとんどありません。日交バスのバスが小型化されたといえども、まだ大きいじゃないですか。もっと10人、7、8人乗れるバスをもっとぐるぐる廻されたほうがいいじゃないかと思っておりますけど、もう一度ご答弁お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、今、名和地区、これは以前から町営の巡回バスを廻しておりますが、ターゲットは基本的には高齢者の交通手段を持たない方を中心にして、そういった方々が自分の意志で、外出ができるように、医療機関に行ったり買い物ができるようにということです。中山地区についてもそういった路線バスがなくなった中でそういった需要がどのくらいあるのか、中山地区については前から福祉タクシーの活用が相当進んでおったということでありましたので、併用しておりますけれども、どのくらい人数があるのかということを見ております。

決して名和地区や中山地区の方が皆さん、町内で簡潔の生活をずっとしていたという、大山地区とは違う生活形態だったとは思ってはいません。やはり皆さん、若い方なり皆さん米子に買い物に行ったり、医療機関も米子に出られるわけではありますが、ただ交通手段を持たない方にとってみますと、やはり自分の動ける範囲の中で、町内

でもまあもっと品揃えがあるところがいいけれども、でも名和ならAコープや中山丸合やAコープやこういったところで買い物をしたり、それから町内の医療機関で見てもらったりということで、自分の生活を変えていこうという形でこうなっているんじゃないかと思っていまして、元々から全員が若い方もみんな含めて米子に行くくせがなかったわけではないと思っておるところであります。

従って大山地区におきましても、今大山地区には診療所の医療機関もあれば大きなスーパーもあったりするわけでありますから、そういった意味での町内での行動ということもそういった選択をされる方もあるんじゃないかというふうに思っております。

そういったことですから、名和地区や中山地区については本当最低限の本数の中で、朝昼、夕方のは止めましたので、午後、本当に無理にその時間に合わせて行動していただくという運行形態の中で最低限の本数を走らせております。大山地区については路線バスであります。これには、高齢者に限らず、若い方も通勤の方もいろんな方が乗られるということでありまして、今特にご要望いただいておりますのは、米子までバスで通勤しておったのが、直通がなくなったことによって、通勤できなくなったということや、あるいは大山口からはJRの駅や米子の駅の階段の上がり降りが大変だというようなこと、さらにはおっしゃるように、淀江の辺の医療機関や買い物、こういった所へのいけなくなったということで、今いろんな要望をいただいております。そういった中で、何とか今、朝晩の便とさらには米子の直通便を1、2本できないか、さらには、何本かを米子今津線を今津から大山口までの駅まで延ばしていただいて、で、佐摩あるいは大山寺、大山口線等、駅でつないでJRで行く人やまたバスで乗り継ぐ人、そういった形で行動ができるような今案を日本交通等、協議をしながら、それを今各集落の区長さんにこういった案で今検討しておりますけれどもご意見ございませんかということで、今ご意見を賜るように、一つの具体的な提案をしてやっております。

で、先ほどの話の中で、そういった路線バスを止めて、止めてというか路線バスに合わせて町営の巡回バスを出せばいいではないかというご議論がありました。今の走っている本数を減らした分でも利用度が少ないわけでありまして、その利用度が少ないところに当然赤字補填がやっておるわけであります。さらにそれを併せて町の直営のバスを走らせるということになると、また逆に利用も減ってしまうわけでありまして、そのことによって、今度路線バスの本数をさらに減らさなくてはならないということにつながるんじゃないかなと思っております。

新しく路線として延ばしたところの利用が無いようでありますれば、これは今度の4月の改正の中では、その路線からはずしていかなければならないと思っておりますし、それから早朝、夜間等のバスについても増便が日本交通さんからご理解いただければそれは運行をしていただきたいと思いますと思っておりますけれど、これも実際利用

が少ないようだったら次また改めて廃止ということも考えなくちゃならなくなるわけでありまして。名和や中山についても全集落を廻ってるわけではありまして、ほんの要は密集した地域だけを回っておるわけでありまして、そういった意味で全ての集落でいろんな形で、バスを運行していったり利用をしていただくという体制づくりというのは、非常にそういう意味では難しいというふうに思っております、当面大山地区については今の路線バス、これをうまく活用しながら、ご利用いただき、移動手段として活用いただく、積極的に活用いただくというふうをお願いしていきたいなと思っております。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） よく分かりました。是非ともね、先回のことがないように、最終決定されるまでにもう一度、住民の意向と言いますか、了解の上で変更しなければならない、そうして欲しいと思うわけでございます。

最後に、行政組織機構の見直しについて意見を述べたいと思います。

この案件については、またあとで椎木議員も質問されますが、わたしもしたいと思っております。

近い将来の財政基盤の不安から、20年度、つまり来年に向けた行財政改革案が発表されました。これは広報12月号にも掲載されております。合併協によって決定された総合支所方式から分庁方式、町長は本課分散方式という名前を使ってらっしゃいますけれど、そういうふうに変更されることについて、さまざまな意見もあろうかと思っておりますが、私もいろいろ考えまして、私はこのままでは平成22年度末に町の基金が底をつく状態では、行政組織の機構改革もやむを得ないことではないかと思うようになった次第でございます。

しかし詳細にわたって、計画案といいますか改革案をみてみますと、課の配置にいろいろ問題点がございまして。特に農林水産課は、大山支所の近くに農業改良センター、つまり農業普及所ですね、それや農協の営農センターがあり、やはり農林水産課は、大山支所に置くべきではなかろうかと思うわけでございます。いくら情報化が進み、電話・ファックス等が完備されていまして3者、つまり町・県・農協の指導部が同じところにあった方が、直接3者が話をして相談することができ、いろいろの面で機能が発揮できるでないかと思うわけでございます。町長の考えを質したいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは、諸遊議員さんの行政組織・機構の見直し案についてのご質問に答弁させていただきます。

議員さんご提案のことにつきましては、執行部でも念頭におきながら議論してきたところであります。旧中山町では、農業振興が中心の施策が行なわれてまいりました。

旧名和町では、農水産業と商工業、また旧大山町では農業と観光の2本柱での施策の展開がなされてきていたというふうに認識をしているところであります。

ご承知のとおり、組織・機構の見直しなど20年度に向けた行財政改革につきましては、議会の皆さんや区長会で説明をし、そして「広報だいせん」への掲載で町民に提案させていただいているところであります。

旧町それぞれが、単独では生き伸びることが出来ないと判断し、新しい「大山町」となったわけではありますが、財政推計でお示しをしましたような先行きならぬ状況に追い込まれないように早め早めの対応が大変重要と考えておるところであります。

議員さんのご提案も選択枝の1つであるというふうに思っておりますが、内部協議をして、いろんな角度から議論を重ね、総合的な判断した提案ではあります。しかしながら今後も、いろんな新区長会での説明や、またさらには地区ごとに住民説明会も開催していきたいというふうに思っているところであります。住民の理解を得るよう努めていきたいと考えているところでありますが、そういったご意見の中で柔軟に体制については検討も加えていく考えは持っておるところであります。

以上、またご意見いただければというふうに思いますので、答弁とさせていただきます。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 町長、わたしはね、ご存知のように大山地区出身で農業をしてるから、大山支所に農林水産課がきて欲しいと言ってるわけでは決してございません。分かっておりますね、本当ですよ。

でね、まあこの案が発表されましてから、普及所の職員さん、農協の職員さんに「町はこういう案を持っているよ」と言いました。そうしたらね、まあ大人ですな、職員さん。農協も普及所も「私の口から、行政に対して役場に対してなかなかああしてくださいとは言えないけども、町の方からどっちにあった方がいいですか、って聞かれた場合には、それはやっぱり大山支所にあった方がいいですわ。やっぱり、直接3者が顔を合わせて話さんといけんことがたくさんありますよ」ということでございました。

もう一つ、この間の案をみますと、まあいろいろ案がありまして、各支所に総合窓口課を新設するんだということでございました。誠に結構でございますけれども、そこでその案には、支所長のことが載っていませんでした。過去、今、現在は、支所長という形の取りまとめと言いますでしょうか、おられますけれど、分散、ん、何でしたかいな町長が言っておられたのは。本課分散方式では、支所長という形ではおかれませんか。やっぱり課の職員、3課か4課、各支所に来ます。そこにはやっぱり支所長なる者、つまりの、その支所をまとめるものが必要ではないかと思っております。

ど、この間の案には提示はしてございませんでしたけれど、そのことについてお伺いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁をさせていただきます。あらためてご理解をいただくために、今回の機構の改革の案をおさらいしてみたいと思っております。

今まで、それぞれ大山支所、中山支所にありました課を一つにまとめて、で、総合窓口課という形で住民の皆さんの窓口となる、あらゆる面での、まずは窓口になる課として総合窓口課を設置をするということが一つ大きな改革であります。

そしてあとはそれぞれの支所に、「本課」と言いますか、機能として今大山振興課とそれから観光商工課が大山支所にあるわけですが、こういったように本庁舎の中に全ての課を集約できませんので、中山地区にも2つの課を、それから大山地区にも3つの課をという形の中で、総合窓口課と、それからそれぞれの課を配置をして職員を配置する。したがってそれぞれの支所にいる職員の数というのはそんなに大きな減少にはならないというような配分の中で、取り組んでいきたいという案であります。

そういった中で支所長というのが、職務として、要はないではないかという話でございました。今の支所長には、決裁権としての支所長の決裁がありまして、支所を出ていくときには、支所長の決裁でもって、支所長も決裁権がありますから、それから本課に流れてくるというのが一つの仕組みではあります。ただこれがそれぞれいろいろな施策進めていく中で、さらに本課の課と支所の課と、これのつながりもあるわけでありまして、そこに支所長もあるということで非常に複雑な形になっておりまして、そこら辺のところを要は整備をするということで、本課分散方式だなんていう言い方、わたしが言ったかどうか分かりませんが、そういうふうな形でそれぞれの課に機構としては、それぞれの課長から総務課長なり副町長に決裁が回っていくという、そういった仕組み簡素化をしていこうという考え方であります。

しかしながら、それぞれの支所の総括的な責任者というものがなくちゃなりません。そういった意味での管理、ということになりますと、それをこれもご説明いたしておりますように、総合窓口課の課長に全体の掌握する権限、これを持たせる中で取り組んでいきたいと、いうふうに考えておるところであります。そういう意味では総合窓口課長が、決裁権は、本課の課の決裁権はありませんけれど、その支所管内の全体における責任者として、今の支所長の役割をしていくということになろうというふうに思っております。以上であります。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長、終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。再開は3時5分からしたいと思います。

午後2時55分 休憩

午後3時5分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。次、9番秋田美喜雄君。

○議員（9番 秋田美喜雄君） 私は、農業問題を2点ほどお伺いいたします。

まず町長がよく言っておられますように、大山町、農業町、県下でも1、2位を争うトップクラスとよく言われております。一方では、若い農業後継者が育たない、パートナーがいない。これから先、農業町である大山町が、どうなっていくのか。全国で60歳以上の限界集落と言われる集落が、だいたい1万を超えるそうです。大山町もこういう状態でいったら、同じことになるんじゃないかなという心配もするわけです。

この厳しい現実を踏まえて、町長はどのように考えて、またどのように今後取り組んでいかれるかをまず伺っておきます。

○議長（鹿島 功君） 町長。後継者花嫁対策ということでの質問について。

○町長（山口隆之君） 議長。失礼いたしました。一項目という思いの中で、二つ答弁をというふうに思ったもので、失礼しました。

まず、ご質問の農業後継者及び花嫁対策ということについてのご質問ということで答弁をさせていただきたいと思えます。

農業後継者につきましては、新規就農だけではなくて、定年帰農者などを多様な観点から関係機関と連携して「大山町地域担い手育成総合支援協議会」で適宜、就農支援基盤整備事業なり、チャレンジプラン支援事業など既存事業を活用して取り組んでいるところであります。

それとともに、就農へは本町の農業が魅力ある産業として成り立つことが不可欠でありまして、大山町ブランド協議会で、本町の農畜産物に「高品質」「安全・安心」などの付加価値をさらに高め、有利販売ができるよう検討しているところであります。

そのような農畜産物を多く作り出し、多くの町内農業者が生産をしていくということが農業後継者を育成するひとつの手段と考えており、現在、取り組みを行っているところであります。

次に、花嫁対策はということではありますが、花嫁に限ったわけではございません。花婿も含めてでありますけれども、大山町結婚対策協議会におきまして、パルパルという愛称の活動を行っておるところであります。これは社会生活の基礎となる夫婦縁組のため、男女が自由に交流しあう場所を提供し、求婚者の集いを広げることと、後継者対策を促進をし、地域の発展に寄与することを目的として実施しているものでございます。

平成19年度は、独身男女の交流会を3回予定しておりまして、現在まで2回が実施済みであります。今回は3月に実施が予定されておるところではありますが、第1回目

の状況を申し上げますと、第1回目は、7月1日に実施をし男性19名、うち町内の独身者が7名であります。女性が15名、これも町内7名であります。これそれぞれの参加がありまして、カップルは2組成立したと聞いております。そのうち町内の男性はありませんでしたが、町内女性が2名あったというふうなことであります。

また第2回目は、11月24日に実施をいたしまして、男性が13名、うちこれが町内が4名であります。女性が11名、これは町内はなかったということですが、計24名の参加がありまして、カップルは3組成立しましたが、町内関係者はなかったということでもあります。

問題点といたしましては、女性の参加者がなかなかないということの中で、人集めが大変なことと、町内参加者がカップルになれないことがあるということでもあります。いずれにしてもこういった交流会を通してそういった出会いの場づくり、結婚のカップルが誕生をする、そういった呼びかけをしてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

○議員（9番 秋田美喜雄君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 秋田美喜雄君。

○議員（9番 秋田美喜雄君） まあ、答弁をいただきましたけれど、パルパルについてでもですよ、カップルが1組でも2組でも誕生するということは、大変結構なことでもありますし、で、今いくらがしか助成金が確か出している、助成金というか補助金といいますか、出しています。で、やっぱり私一組でもそういう会にカップルが誕生すれば、まあ今100万足らずの助成金じゃないか、わたし安いもんじゃないかと思えます。もっと金額を上げてもっとどしどしと集めて、で、若い人に任せて。まあ今、情報企画がもって担当所管されているようですが、担当課辺りがアドバイスぐらいな位置で、そう口出しはせずに若いものに任せて、もう少しその補助金でも増やして、一組でも二組でもカップルができれば、成立すればわたしは100万、200万安いもんじゃないかなという考えもせんわけでもないです。

それと担い手ばかりが農業者じゃないんですけど、まあちょっとこの表をもらったんですけど、70%以上が55歳以上の認定農家、これが10年いったらどうなるかな、5年先どうなるかな、そういうときにもう少しやっぱり若い、その新規就農とかチャレンジとか、今チャレンジもなんかしらん、少しちょっと審査が厳しくて、なかなかチャレンジも乗れないというような話もちらほら聞きますし、で、集落営農も進まない。で、担い手も一切できない。町長言われるように、農業町、農業町言って、この先本当でどうなるのかと。まあ冒頭にもありましたね、沢田大先輩が百姓では食っていけないと。でも農業町であるなら、農業で食っていけるような施策をやったりするべきじゃないかな。で、確かに難しいと思うんですよ、国が日替わりメニューみたいにころころ変わりますから、やっぱり自治体もそれなりに施策が組みにくい

という面もあるかもしれませんが、やっぱりそういうところ、本当で農業町であるならば、そういう施策も町独自で、やっぱりどしどしやっていくべきじゃないかなとわたしは思いますけれどいかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁をさせていただきます。パルパル出会いの場づくりであります。これは今商工会の青年部が中心になって若い方々が企画をし、運用しておられます。従いまして、おっしゃるように、今行政は金を出すだけで後は若い方々が企画をし、運営しておられるということでもあります。

しかしながら、予算をどんどん増やせば人が集まるかということ、そうでもない部分もございまして、申し上げましたように、これは農業青年なり農業後継者に限らず、今の若い方々が、なかなか結婚ということを踏み切られない、そういったことが課題でありまして、これは農業後継者に限らず日本全体、大山町としてもこのままでは農業もですが、日本が滅びるのではないかと思うくらい、人口の減少の大きな要因になっているところでもあります。

いずれにしても、そういった魅力のある何らかの仕掛けをさらに一緒に考えていただきながら、そういったカップルが誕生していくような支援をしていきたいなというふうに思っております。

もう一点の農業の対策であります。おっしゃるように、今、中心的に農業を行なっていたいておるのは、どっちかということ50代、60代の方だろうというふうに思っております。それが10年後どうなるかということ、今の40代、50代の方がまた50、60代になって、またやっついていかれるんだろうというふうに思っております。期待はしております。そのなかなか若い方に新規就農として就労していただくには、やはり所得、収益が上がってこないと生活として、財産管理というある程度の基盤を持って、中での農地の管理というわけにはなりませんので、そこから収益を上げていかなくちゃならない。要は、農業が産業として、きちっと自立をできる体制ができてこない、後継者はなかなか若い人は集まらないんだろうなと思っております。それが今おっしゃるように国の施策としても非常に農業に対する施策が、どっちをこれから進まれるのか、ころころころころ実は変わっておるところでありまして、いずれにしてもその農業の重要性、単に農業や産業という視点ではなくて、食糧の供給であったり、あるいは農村地域なり、国土の保全、こういった面からもその農業の産業としての事業としての果たす役割が大きいということ、だいたい都会の方にもご理解がいただけるようになってきているようでありまして、そういった施策が、実現をすることに期待を今寄せているところではありますが、単町として今の農業所得を上げていく支援というのは非常に申し上げましたように、難しい課題だと思っております。従って今取り組んでおります、これは大山恵みの里づくり計画の中で申し上げましたように、今

の農産物、生産物に、さらに付加価値をつけて、有利販売につなげていく。あるいは小規模な農家であっても、本当に零細にやっておられるお年寄りが作っておられる作物でも、そういったいいものがあれば、それを一つの流通にそういった恵みの里づくの中で載せていくということによって、農業の生産に意欲を持っていただけるような、つながるのではないかということでの、これはわたしは単町の農業振興策だというふうに思っております、そういった取り組みというのは、しっかりと今も取り組んできているところでありますし、もう一つ農業就労者を増やしていく施策として、実は先般も普及所、農協等の会がありました、普及部会というのがあったわけですが、そこの中でもわたし提案を申し上げましたが、新しく例えば、お勤めを終えられて、家の百姓でもやろうかと、あるいは都会から農業をやりたいという方がおられたとしても、農業というものにあまり携わっておらないと、なかなかどうしてもいかに分からないということがあろうと思います。その年になってから農業学校に行きなさいというわけにもなかなかならないんだらうと思っております、来年度の事業として何とか組みたててくれということで担当課には言っておりますが、そういった新しく農業をやりたいという方々への講座を年間通してできないのか。その指導者として農協や普及所の先生方をお願いをしながら、そういった農業に取り組みたいという方を集まっていただいて、そして、農業についての勉強をしていただいて、それをサポートしていくと、そういうふうなことの事業も立ち上げてみたいというふうに思っております。

以上、できるだけ単町として厳しい財政ではありますが、できることは頑張っていきたいというふうに思っております。以上であります。

○議員（9番 秋田美喜雄君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 秋田美喜雄君。

○議員（9番 秋田美喜雄君） 大変前向きな答弁でありがたいと思っておりますけど、大山町も空き家情報とか何とか言って、そういう就農でもあれば、そういう空き家でも斡旋しながらという話も伺ったことがありますし、また先般の議会報の裏表紙でしたか、ある方が、畜産農家の方が、「農家はこういうもんだよ、遊びにおいでよ」とかという記事も載っております。やっぱりそういうことも呼びかけながら、やっぱり農業に都会の人に理解をしてもらおう、そういう仕掛けも大事じゃないかなあとは思っております。

で、よく今頃は、百姓屋の子は百姓屋に嫁に行かない。非農家の子が嫁に来る、これがだいたい通例、というか都会から来る農家の嫁さんの方が多い。で、ましてや畜産農家搾乳屋になると、いわゆる非農家の若い子がヘルパーに入る、そのヘルパーをうまく、言葉は悪いですけど、引き取る、でなしに呼び込んでうまく成立するという事例は結構あるんですよ。やっぱりそういう仕掛け作りというのも大変じゃない

かなと思いますし、今町長言われたように、50代の方、60代がという話も定年退職後という話も出ました。で、まあ今回副町長が大変熱心に肩をたたかれて、若い管理職が早期退職されるようですが、かなりの方が。そういう方にもやっぱり大山町の農業、こういう状態ですから、頑張ってもらうように町長からも口添えをしていただきながら、もう一度その前向きなところを町長の決意を伺いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。さらにの答弁ということでございますので、申し述べさせていただきますが、今のおかれている農業の状況の中では、正直申し上げまして、農業で専業として生計を立てていくというのは、なかなか厳しい状況だろうと思っています。ただその中でもいろんな工夫がなされ、本当に年間2,000万も3,000万も収益が上げられる農家もたくさん、ある意味ではあるわけでございます。特に酪農辺りは集約化されたということも手伝ってでかもしれませんが、ほとんど後継者の方がいらっしゃる、それも研修生をどうしたかどうか分かりませんが、いずれにしても結構、結婚しておられまして、お子さんもいらっしゃるという風景もよく見かけております。

やはり、安定的な生活ということが、やはりそういった嫁さんなり婿さんなり結婚にもつながっていくのかなというふうに思っていますので、そのためには、農業の所得を上げるような仕組み、農業というものが国にとって大切な産業であるということをやはりきちっと国の方としても、認識をあらたにさせていただいて、小規模であっても農業として成り立っていくようなそういった施策の期待はしておるところであります。とは言え、全ての小規模な農家も一反や二反、あるいは1ヘクタール足らずの農家がみんなそれだけで正業として家計が成り立つということは無理なんだろうというふうに思っております。

が、しかしながらそれを財産として、資産として家とともに引き継いでいく世代があるわけでありますから、そういった方々にその農業をしながら、農業だけで生活するというわけにはなりませんから、やはり沢田議員さんのおっしゃるような就労の場という部分も必要なんだろうと思っています。だからある程度の一定の期間、やっぱり農業以外の就労もしながら所得を上げ、そして農業については、そういう意味では本格的にはそれが一区切りついてから、自分の持つ農地、こういったものをさらに意欲をもって耕作に励んで収益を上げていただくようなことにつなげていけば、それが50代から60代、70代までの間にある意味では続くわけでありますから、そういったような仕組みも一つの仕組みとしてできるようにしていかなければならないのかなと思っておりますが、そのためにもやはり、先ほど申し上げましたように農業に対してやっぱり取り組むときにですね、どこかから手を付けていいか分からん、何をしたいか分からんというのが結構あるんじゃないかなと思っておりまして。それはやはり

今言いましたような、うちが作る仕組みだけではなくて、地域のやはり農業者の皆さん方が、そういった指導したり支えあうということ、それはいろんな生産部があるんでしょうけれども、そういったところが、新しい作物を、ブロッコリーを作りたい、梨を作りたい、牛を飼いたいということになれば、そういった方々をきちっと指導してあげられるような仕組みづくり、これも今の農業やっておられる方にもお願いしていきたいというふうに思っておるところであります。

まあ、いずれにしても大切な産業でありますので、農地を荒らさないように、そして生産が増えて、所得が上がるように、われわれとしても一生懸命サポートしてまいりたいというふうに思っているところでもあります。以上であります。

○議員（9番 秋田美喜雄君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 秋田美喜雄君。

○議員（9番 秋田美喜雄君） 次、移ります。大山恵みの里づくり計画育成の進捗状況、及び農業者、農家の関わりということでございますけど、先だつてある会合で、下岡事務局長より、詳しくお話を聞く機会を得ましたので、何かもう町長の答弁を聞いたような気がいたしておりますけど、改めて町長の答弁も聞きたいと思いますが、この事業は町長が熱い思いを込められた施策の一つでもあります。

で、私の認識不足、知識が無いのかその分かりませんが、ブランド化というのはそんなにたやすいものかなと思ったりもして、まあブランド化して売るということになれば、それなりの量なり販売先、いろんなことがかみ合ってくるんじゃないかな。ただ単にブランド化してそれが本当で、売れていくのかどうかっていう認識不足、知識の無さかもしれませんけれど、下岡事務局長の話では、こちらからいろいろ仕掛けていくんだ、そういうあれはちゃんとということで、この間、協議会も設立されたようですし、日も浅いようですけれど、少しお願いをしたいと思えます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは、大山恵みの里づくり計画ブランド育成の進捗状況等その取り組みについてのご質問に答弁させていただきます。

10月20日に大山町ブランド協議会を立ち上げました。現在、協議会は穀物部会・野菜部会・果物部会・畜産部会・水産部会・農産加工部会の6つの部会に分かれてブランドの基準について検討しております。

進捗状況につきましては、6部会とも第1回目の会合を終えまして、次回に向けた検討課題を提示し終えたところでございます。

それぞれの部会には、関係団体の代表や関係農家、商品、商店、公社及び町職員が部会員となり智恵を出しあっておるところであります。

商品の差別化にはブランド化が必要であり、その販路を拡大することによって農家の所得向上につながってまいります。また、ブランド製品づくりには、それに取り組

む農家を増やすことも今後の重要な課題と考えております。

現在、農家との関わりのある部会の中でブランド化が可能か普及所、農協、公社と連携しながら、試作・実証を行うため協力をお願いしていくところであります。以上であります。

○議員（9番 秋田美喜雄君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 秋田美喜雄君。

○議員（9番 秋田美喜雄君） まあ私もよく分かりませんが、そのブランド化というのは、そう簡単にブランド、ブランドで本当に大山ブランドとしてそう簡単に1年や2年でそうブランドとして売れるもんかなという疑問もあります。で、それでブランドで売れるようになれば、それなりの量なりが確保できなければ、やっぱりその量販店なり店屋というか、そういう有名百貨店にしても、ある程度の量がなければやっぱり、販路にも支障をきたすのではないかなと考えもするわけですが、そうならばやっぱり農家自体もかなりの覚悟を持って向かわねば、それなりの商品、価値というものをしていけないけんわけですから、なかなか難しい面もあるなという感じもせんでもないわけですが、その辺の取り組みというのは、どういう、普及所とか何とかJA辺りの相談も受けながらということではございますけど、まずはやっぱり農家が本気にならねば、やっぱりできんじゃないかなと思うわけですが、その辺はどんなんでしょう。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは再質問に答弁させていただきますが、おっしゃるとおりだろうと思っております。農産物のブランド化ということになれば、もちろん農家の方が、本気になっていただかなければ、生産者があってこそそのブランドでありますので、だろうと思っております。少し私は、下岡事務局長が講演したことと違うかどうか分かりません。一緒かも知れませんが、今取り組もうとしている大山ブランドというものへの考え方、私なりの考え方を少し述べさせていただきたいと思っておりますが、確かにブランドというと頂点の高い、質の高いものだというふうに捉えがちだと思っております。当然、それは全体を底上げしていく上での一つの旗印として重要なものだというふうに思っております。ただ、今目指そうとしている一つには、大山というある意味でのブランドがあるわけであります。自然豊かな、そして多くの方に愛される中国地方最高峰の大きな山であります。自然が豊かで素晴らしいという、いいところだという、そういうまず感覚を皆さんが持っていただけたらと思っております。

そこで生産された、その地で採れたものであるという、それが一つまずは大山という名前での大きな旗印としてブランドの役をある意味では果たすのではないかなと思っております。

そういった中で、大山の今いろんな作物があるわけでありまして。これを今いろんな流通に乗っておるわけでありまして。それは大事な流通に乗っておるわけでありまして。それは大事な流通経路であります、さらにもう一步高める中でお互いに話し合う中で、大山という恵みという、例えば一つのブランドを作ろうとすれば、大山恵みというものとして出すブロッコリーであったり、白葱であったり、それから魚であったり、こういったものはこういったものを基準として出そうか、しようかということは今協議をしておるのではないかなと思っております。新しいものを作り出すということも当然大事でありますけれども、今あるものの価値を改めてもう一度見つめ直して、それを大山という名前を使って一つの商品化していくということが、私は一つ大事なブランドに向けての課題だと思っております。

と、言いますのが、こういった引き合いもあっております。実は、大山山麓で大山町内で落花生、ピーナッツを作ってもらえないかという引き合いが来ております。これは広島に本社があるピーナッツの加工会社であります。この会社が「大山」というブランドで大山の地で採れた落花生、これを差別化して商品化したい、是非とも大山山麓の大山町内で栽培をしてもらえんだらうかという話が来ております。具体的に在来で作っておられる方の2、3お示ししましたが、千葉県と殆ど気候が変わらない、だから生産できるはずだというわけです。ところが産物、これには定着しておりません。要は無いですけれども、作物として作ろうと思えば作れるわけですね。だから来年度、今、実施方として試験的にやっていただける方は無いかということで今募集をしようとして、思っております。それでうまくいけば本格的に生産者を募っていこうかと思っておりますが、これは大山という山のふもと、そこで生産されるというだけで、それだけの価値をつけることができるという、これは製造会社の方からのオファーであります。

というように、今あるものを単に市場に、単に作物として出すだけではなくて、それを一つの大山の恵みというそのくくりの中で、さらにその価値を認めていただいて有利販売につなげていく。そういったことが今、大山のブランド作りということに私は大きな役割があるんじゃないかと思っております。さらにそれを高めるためには、やはり極めのものをやはり作っていくということも大事であります。これは全国的にさらにその作物の、商品の価値を高めていくという意味ではそういったものも必要なんではしょうけれども、まずは今あるものをきちっと整理をして、大山の一つの統一的な基準の中で精査したものをそういった流通に乗せていくということもブランド作りの中での取り組みとして必要ではないかなというふうに思っておるところであります。以上であります。

○議員（9番 秋田美喜雄君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、3番、吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 通告に従いまして2問質問いたします。

まず最初に、学校給食法改正に向けての取り組みはということで、教育委員長にお尋ねいたします。

小中学校で実施されている給食をめぐる、文部科学省が主要目的を従来の「栄養改善」から、食の大切さや文化、栄養のバランスなどを学ぶ「食育」に転換する方針を固めたことが先月の11月26日の新聞で発表されておりました。子どもの食生活の乱れが指摘され、2005年に「食育基本法」が成立しており、学校給食法も実態にあった内容にする必要があると判断されたからと思います。

改正の中で、教科外の「特別活動」とされている給食が、子どもの栄養補給の場とするだけではなく、食材の生産者や生産過程、流通や食文化などを学ぶ場として、明確に位置づけられています。

これらのことを受けて、大山町での「給食活動」をどのように徹底させていかれるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） 議長。ただいまの吉原議員の「学校給食法改正に向けての取り組みは」についてお答えいたします。

学校給食に関しましては、現在、国の中央教育審議会におきまして、審議されているところであります。この度、その審議経過報告が公表されたところであります。

文部科学省では、早ければ来年にも学校給食法の改正を検討しているとのことであり、その改正のポイントは、先ほど議員さんからもありましたように、新聞でご存知のように、次のおよそ、次のようなものであります。

まず最初に、学校給食の主な目的を栄養改善から「食育」に転換するものであります。二つ目が、地元の食材を活用し、生産現場での体験を通じて郷土への愛着を育てる、であります。三つ目が、栄養教諭の配置を推進し、職務内容を明確にする。最後の四つ目が、学校給食実施基準や学校給食衛生管理基準を明確化する。などのようでございます。

栄養教諭につきましては、平成16年度から制度化されて、平成17年度から徐々に配置されるようになってきております。

近年、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、偏った栄養摂取、朝食欠きの子どもなど、食生活の乱れや肥満傾向の増加、過度の痩身、痩せ身などですね、痩せ過ぎなどの課題が生じておまして、大山町の子どもも例外ではありません。

子どものころの食生活は成長してからの食習慣に大きく影響を与えていると言われています。子どもが将来にわたって健康に生活していくことができるようにするためには、子どものころからの食の指導を充実し、正しい知識と望ましい食習慣、食品の品質や

安全性について正しい知識・情報に基づいて自ら判断できる能力などを身に付けさせることが重要な課題となっているところであります。

大山町におきましては、4名の学校栄養職員を配置しており、学校給食の栄養管理や衛生管理などの職務を主に行いながら、専門的立場から担任教諭等の行う教科指導や給食指導への協力を行ってきております。

また、地産地消に重点をおいた食材の使用、献立の作成、そのための生産者との連携等につきましても学校栄養職員を中心に配慮をしてきているところであります。

今後、さらに「食育」の重要性が増していくことから、「食育」を、食を通して健やかな心身と豊かな人間性を育むことを目的とした、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとしてとらえ、給食の時間はもとより、家庭科や体育科、中学では技術・や家庭科、保健体育科などでございますけれど、教科や特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて、また、全教職員で「食育」に関する取り組みを推進してまいりたいと考えております。以上であります。

○議員（3番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） ただいま答弁いただきました。先ほどの答弁の中で栄養教員の役割の中に今現在、栄養管理や衛生管理ということが述べられておりました。そのことはもちろん今現在取り組んでおられると思いますが、地元の食材を活用し、生産現場の体験などを通じて郷土への愛着を育てるということも改正ポイントに入っております。その中で、学校給食献立表をいただけてきました。で、私たちの頃はですね、表だけでして、この給食のメニューを見ながら、ご飯を作るときに今日はカレーだということになりますと、働く女性の手助けになりますカレーのメニューですけれども、今日は止めておこうとか、そういうバランスを考えてそういう手だてにしたもんですけれど、今は裏に、こういうふうな風邪に強くなる食事ですとか、脂質を上手に取ろうとか、そういう栄養指導が入っております。

ですからかなり考えておられると思いますがけれども、地産地消の面からしますと、ブロッコリーは使っております。それで中に、赤魚の西京味噌焼きとか書いてあるんですけども、この辺りで御来屋漁港で獲れるアジが安い時がありますよね、たくさん獲れて。そういう時に御来屋漁港に行って、時間があるかどうか分かりませんが、そこの生産現場、じゃないな、漁港ですから何て言いますかしら、漁業体験、漁業の現場を見るとか、それからブロッコリーでしたら中山に行ってその生産現場を見るとか、そこまでの教科学習でもありませんが、そういう食育のそういう勉強ができればいいかなと思いますが、これは提案です。

それからもう一つの質問は、今現在ですけれども、給食の委託に関して、いろいろと議論をされている最中だと思っておりますが、その委託に関して、どういう方針なのか、

今現在の状況を教えていただきたいと思います。2点お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） 再質問につきましては、教育長の方がお答えします。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 吉原議員さんの二つの再質問にお答えしたいと思います。

まず、地産地消ということですが、委員長答弁でも申し上げましたが、今回学校給食法が今中央教育審議会でも検討されています。その検討されるにいたった経緯は、二つあると思うんです。一つは、吉原議員さんもおっしゃいましたが、農業自給率というところから、端を発して、安全な農業をどうするかという辺で、食育基本法が平成17年にできた。もう一つは、教育基本法が本年度改正になった、その中に郷土への愛着、親しみを持つ、という流れと学校給食法の整合性をとるということで、郷土の食材を使うという、こういう辺りがクローズアップされて地産地消ということになっております。と、論をされております。合わせて食材を手に入れるのに、遠くから運搬するというのは、人的やあるいは交通機関等で、地球温暖化に反するんでないかと、こういう辺から、特に最近では地産地消というよりも、そういう地球温暖化の中で、身近な食材を食べる、こういったようなところ総合的に鑑みて、学校給食法というものが今検討されておるところであります。

で、おっしゃったとおり、大山町はこういう法律が出る前から、大山の恵みということで農産物・海産物についても、学校給食に効率よく提供していきたいと、こういう具合に考えて、今かなり内部では話が進んでおるところです。ただ海産物につきまして、なかなか農業ほど計画的に収穫できないということと合わせて、調理場でうろこを取ったりという辺りからの給食は、今のスタッフではできません。従って給食センターに食材として入るときには、何グラムの身を例えば300個と、こういう格好で受注をするわけでありますので、そういう機能がじゃあ、地元にも備わっているかというところもですね、今検討している最中であります。

しかし、そういうことを含めながら、地産地消と言いますか、子どもたちが大山町で採れたものについてですね、しっかり味わってもらおうという、こういう辺りは、大事な方向だと思っておりますので、法律が施行する前、以前にもですね、やっていきたいという具合に考えております。

給食、2つめのご質問ですが、給食の委託はどうなっているか、という現状であります。おっしゃったとおり、学校給食は学校教育の責任で行なっておりますので、全て教育委員会の管轄で行いたいと思っております。その中の調理作業の一部についてですね、調理員の減員などによってですね、一部委託をする、ということも今部内で検討しております。先日は、小中学校の校長先生、PTA会長さんとの意見交換会をいたしましたけれども、そういう辺りについては、非常に前向きと言いますか、ご

意見をいただいております。ある段階には、町民の方にそういう案を提示しながら、少し幅広い意見をもらいたいなと思っております。目安とすれば、本年度末3月までに今後どうしていくかという方針を出したいとこういう具合に考えているところでもあります。以上です。

○議員（3番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） そしたら委託の件ですけれども、確認いたしますけれども全面委託ということは考えていないということですね、将来にわたっても。と、言いますのは、経費削減とかやっぱりそういう時代になりまして、ある市町村では全面委託されているところもありますね。それで、もう一度確認したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 再質問にお答えいたします。全面委託というのがどういう意味合いかちょっと分かりませんが、学校給食は、学校教育の範疇で行っておりますので、どんなことがあっても教育委員会の責任で行う。その中の調理部門については、そういう方に委託ということはあり得るんですが、食材を手に入れたり、今学校給食で行っております、行事食とか郷土食をメニューに入れ込む、これは教育委員会の範疇でありますので、そういう献立を作るといっても教育委員会の責任でやっていくという考えであります。以上です。

○議員（3番 吉原美智恵君） 了解しました。次に移ります。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 次に、大山町における小規模作業所への対応はということで町長にお尋ねいたします。

現在、障害者の方が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、障害者自立支援法が制定されているところであります。その中での福祉サービスの体系は、個別に支給決定が行なわれる「障害者福祉サービス」と市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されています。そして、現在、大山町にはその支援を受けて知的2型、精神2型の二つの小規模作業所が運営されています。

平成16年度に開設されて、まだ3年余りしか経っておらず、経営基盤も弱く、なかなか難しい運営状態が続いている状況のようであります。

そのうえに、平成19年度より、小規模作業所の補助金の算定方式が、利用実績を基準とする方式に変わり、どちらの作業所とも補助金のかなりの減額が見込まれる、厳しい状況になっております。

この二つの作業所の特質として、継続的に安定的に通所して作業をしたり、また本人自身に過剰な努力を求めることは難しい面があると思われまます。とは言え、どちら

の作業所も就労支援や昼間の居場所作り等、本人にとっても家族にとってもかけがえない施設となっていることは確かです。以上のことを踏まえて、今後の対応をどのように考えていかれるのか、伺いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは吉原議員さんの大山町における小規模作業所への対応の質問について答弁させていただきます。

ご指摘のように、大山町には知的2型の「ストック作業所」と精神2型の「ほっとサロン」がありまして、それぞれ個人と家族会によって運営がなされております。

両作業所とも、県の補助要綱にのっとりまして、県と町とで運営費の補助をいたしております。議員さんご指摘のように平成19年度より、補助金の算定方式が、利用実績を基準とする方式に変わったことから、従来の利用実績のとおりでありますと補助金が減額となる見込みであります。

この新しい算定方式につきましては、議員さんご指摘のような理由から、町としても疑問なしとは思っておりません。9月に開催されました「大山町と県との意見交換会」におきましても、この点をテーマに取り上げまして平井知事に運営費補助金が削減されないようお願いをした経過もございます。

しかしながら、この補助金算定方式の改定が、平成18年度の障害福祉制度の大きな改正の流れの中にあるものであることから、県としても、現時点では、運営費補助金制度の再考はできないとの姿勢であります。

従いまして、町といたしましても両作業所が、現在の制度の中で成り立っている形、具体的には法人取得をした上で就労継続を支援する形の作業所へ移行することによって、作業所の収入が補助金から採算が見込まれる事業収入に変わることから、新形態への早期移行を目指し、助言なり支援をしているところであります。

具体的には、ストック作業所につきましては、新しい形態への移行を見越して、県補助により施設の整備を計画中であります。また、ほっとサロンにつきましては、家族会の皆さんと協議を重ね、家族会の主体的なご努力により、利用実績の増加を図る取り組みを強化しておられます。

町といたしましては、これらの計画なり取り組みが円滑に進み、両作業所ができるだけ早く、新制度に適した新しい形態へと移行できますよう、引き続き支援をしてまいる所存であります。以上であります。

○議員（3番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 町長から答弁を頂きました。町としても今の制度は疑問ありというふうに言われておられますが、ストック作業所はですね、何とか法人を目指して頑張っていられるように聞いております。日ごろ土曜日にも仕事に出ても

らったりして努力を重ねるようなことも聞いております。で、平生は7、8人ぐらい行っとられますけれども、それもまたなかなか大変なことだと思うんですけれども、法人取得って言うこともですね、なかなか自立っていうのが難しい作業所だと思います。で、特に精神の方のほっとサロンですけれども、登録が17、8人です。家族含めると100人弱が影響受けるということになりますけれども。その上に作業所に通う方たちですけれども、やはりなかなか強化するとかそういう問題ではなくて、その日その日の状況もありますし、どうしても家族の方にもなるべく出て来られませんかって声かけても4、5人の場合もあります。ですから本当に今の制度には全然ついていけない作業所であります。けれども、絶対的弱者といたしますか、自立がなかなか見込めない弱者でありますから、そこのところに光を当てるといたしますか、それがないと大山町全体としての空気が、やはりそこが光が当たって、弱者の方のほっとサロンが暖かい光が当たっているということで大山町も暮らしやすい住みやすい町であると、そういうふうな認識にまた持っていけるんじゃないかと思うんですけれども、それは感情論ではなくて、そう思いますが。それでですね、都道府県の事業で今、精神障害者の方の退院促進支援事業というものがありますよね。それで一時退院されるんです。病院に入っておられる方が。その受け入れで1日、2日、家に帰られて、また調子が悪くなって入院されるんですけれども、その時の受け入れもほっとサロンが実績あるみたいなんですけれども。その辺に関してもですね、やはり受け皿として、特にほっとサロンの方は保護者の方もバリバリ一生懸命、表立って活動していけるという、まだなかなかそう状況も生まれてきておりませんので、受け皿とし町長としては特にほっとサロンに関して、どのように考えておられますでしょうか。もう一度お尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長、再質問に答弁をさせていただきます。さっき議員さんご指摘のこと、私も重々理解はしております。今回の障害者自立支援法の中での小規模作業所に対しての補助基準、これが利用実績によつての算定ということになりました。わたしも県との意見交換会の時にも県に対して、その矛盾点というものを指摘をし、改善を要請をしております。やはり作業所、いろんな作業所があるわけでありまして。知的作業所、身体障害者の作業所、精神作業所、いろいろあるわけでありましてけれども、障害によってやはり作業所に出れるか出れないか、おっしゃるように、いろんな違いがあるわけでありまして。特に精神障害の方っていいますと精神的に不安定な部分があるわけでありまして、無理にその作業所に毎日引き出すということも現実的に難しい話でありますし、またさらにはこういった事例もございます。精神障害になられましたけれども、その作業所に通う中で、だんだん地域の中に和んでいって、そして、自立できるようになって、どこかに就職することが、就労の場を見つけることが出来た。そして作業所から通わなくても済むようになったと。とい

うことになるかと減るんですね。作業所で作業をして、社会訓練できたことによって、他に行かれたことによって、作業所に来られる人が減ってくるわけです。そういったようなこともございまして、そういう意味では本当に利用実績だけで補助金の算定をしていくということは、本当、小さな作業所の運営を継続的にしていくのは大変難しいわけでありまして。

従って、一律に小規模作業所を利用実績だけではなくて、やはり、ただその障害の種類なり程度、こういったものを勘案する中での制度というものを考えてもらわなくてはいけないじゃないかということは強く申し入れておるところであります。しかしながら、かといって今そういった制度の中で私たちとしても国から流れてくる制度の中で県、町と支援をしておるわけでありまして、それをその基準に合わない部分は県としても補助金を出せないというふうに言っておるわけでありまして、現実的に今年度のほっとサロンの実績による県からの補助金は相当減額するだろうと思っております。町としては、本当は2分の1づつという算定でありますので、それについては町も減額をせざるを得ない部分はあるんでありますけれども、お許しをいただけるのであれば、何とかそういった自立できるような今の制度の中で自立できるような方法を今、一生懸命われわれとしても模索し、一緒になって家族会の皆さんと取り組みをしているところでもありますけれども、そういった体制が出来るまで、何とかそこら辺のところ、町としても支援が出来ないのかなという思いは持っておりますが、ただこれを継続的に単町費でずっと助成をしていくということになりますと、今の財政という状況の中でもなかなか厳しいものがあるわけでありまして、少なくとも今の制度改正を望みながら今の制度の中で作業所が運営できるような、そういった形態作りについて、今一生懸命、担当課を中心になりながら一緒に取り組んでおるところであります。以上であります。

○議員（3番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 町長のお気持ちもよく分かりました。それでですね、国や県の補助が無くなると結局、町も独自の支援は難しいというようにとらえましたけれども、それでよろしいのでしょうか。となりますとほっとサロンの火も消えてしまうわけですね。国と県の今の状況は特にだんだん厳しくなりますから。そういう状況が生まれますと、たとえ100人弱の障害者の関係者の方でありまして、同じ大山町に住む家族の一員としてですね、自立できないところの部分を援助できないということは行政として、まだ未熟なわたしですけれども、地域で困ったことを問題解決していくのが行政の仕事ではないかと思うんです。

で、広報なわにですね、ダイセンマチコさん、オオヤママチコさん、どう読むのかわかりませんが家計簿がついております。家にしても家計簿つけた場合にです、

家族とみなしますと大山町の、民生費が20億、円グラフに入っております。で、その中でいろいろ自分の家の支出に関していろいろ思いをめぐらすわけですけれども、自立できている子どもたちの援助はお金が無くなればなんとか頑張ってくれっていうことはできますけれども、自立が出来なくて活動も火が消えそうなものを、じゃあ家の中に、行くところがなければ家におらないといけませんよ。日中に受け入れてくれるところが無ければ。そういうところで本当に少しでも痛みを分け合う、分かち合うというか、そういう考えで財政のやりくりというものもあってもいいのではないかと思うんです。

それから一つ、議会人、この間の議会人の中に、財政のこと言われましたので、11月号です。指定ごみ袋をやめシール制導入。これ全然違った話ですけども、財源の話をして。生み出す話ですけども。大分県佐伯市は家庭ごみの収集で現行の指定ごみ袋制をやめてシール制にする。レジ袋や市販のごみ袋も指定のルールが張ってあれば収集する。そういうことで指定ごみ袋が年間約370万枚の需要があって制作費に約3,000万円かかっていたものが、シールで同じ枚数製作しても約370万円で済んだ。という事例もありまして、いろいろ工夫をすれば、何とかまた財政的にやりくりしてもらえれば受け皿として自立できるまでなんとか町として手を差し伸べるという気持ちは無いでしょうか。もう一度最後にお伺いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、私の言った意味がご理解をいただけなかったのかなというふうに思っておりますけれども。今年度基準でいけば県の補助金は減るでしょう。しかしながら何とか自立できるような今の制度にのっていけるような体制作り、それを一生懸命支援しながら皆さんのお許しがいただけるならば、今年についても、あるいはそれまである程度町の方も見なくてはならないのではないかという思いを申し上げさせていただきました。ただ、それを継続的にずっと制度は制度として町が単独に支えろといわれますと、やはり町としても厳しい財政の中でその辺が何処までご支援できるかということが予測できない。だから少なくとも制度に矛盾がある中で、制度の改正も望んでいくけれども、やはり今の制度の中できちっとその制度にのって自立した運営が出来るような、そういった組織の見直しなり、ことも取り組んでもらわなくちゃなりませんし、その支援をしながら、その間については少しは財政的に厳しくても皆さんのお許しがいただければ支援をしていかなければならないだろうかと思いは持っているというふうに答弁はしたつもりでございますし、そんな思いを持っているところであります。

ただいつまでも制度が悪い制度が悪いということで今の制度を無視をして自分たちのやりたいやり方の中でやっているのが一番いいから、これで足りない分を全部町からくださいというようなわけにはやはりならないんだろうということでもありますので、

そういったところ突っ込んだ話を実は家族会とも含めて担当課で今取り組んでおりまして、いろんな方策を提言をしながら今この制度の中で何とか継続的に精神障害者の皆さんの作業所として集える場所、これを何とか町内の中でも維持していけるような方策が無いのかということによって一生懸命努力をしておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 次、13番、小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） 13番、小原でございます。わたしは農家に支援をというタイトルで町長に質問をしてみたいと思います。

大山町は、農業、漁業、林業の町でございます。規模の大きな農家を育てる国の支援策は、中山間地地域では誠に厳しいものがございます。集落営農は難しく、小規模農家は、国の支援策は受けられない。作業の経費、燃料の高騰、肥餌料の値上げ、生産物価格の下落等で生産者意欲は衰退しているところがございます。

稲作を例にとれば、1995年には、60キロ2万204円だったものが、2006年には1万4,825円まで落ち込み、また2007年にはさらに7%から12%も下落しています。これは農家にとって異常事態ではないでしょうか。

また、農水省の統計では、2006年の稲作家族労働報酬は、1時間256円、コーヒー代1杯にもなりません。44円持っていかなコーヒー飲まれません。労働者の最低賃金水準を下回るものであります。年金で、僅かな年金で農業を支えている状態です。集落においても、今や限界集落、崩壊集落とも言われ、もう今でも続出する状況にあります。町としても早く対策をとらないと大変な事態が、事になるのではないかと考えますが、町長の考えは、質します。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは小原議員さんの「農家に支援を」というご質問に答弁させていただきます。

今、農業の置かれている状況、農家の置かれている状況というのは、今、小原議員さんご質問のご指摘のとおり、私もそのような認識は持っているところでありますが、小規模農家を含め厳しい状況にある農家、これに対して町として単独にでも支援する考えはないかというご質問であります。平成19年の今年の第8回大山町議会の定例会におきましても、同様な質問を岡田議員さんよりございました。町独自の農業対策についてということでの答弁と同じようになるわけですが、農業対策の各事業は、既存の制度におきまして、町が全て負担を伴う事業でありまして、これに取り組んでおるところであります。

町独自の農業対策事業は、なかなかこれ以上、困難である状況だというふうに考えております。現在、農林水産省において要件緩和や小規模農家への配慮等、農業政策

の見直しを検討されているようであります。今後の国の動向なりを注視しつつ、現段階では既存制度を引き続き支援してまいりたいというふうに思っておりますので、こういった制度を有効に活用していただきますよう、よろしくお願い申し上げます次第であります。

また、広報12月号に掲載させていただきました「大山町のワンストップ支援窓口」、これにつきましても、農業の相談を受ける窓口を設置いたしておりますので、ご相談いただければというふうに思っておるところでございますし、先ほどの秋田議員さん、答弁でも申し上げましたけれど、単独農業施策の中では、大山恵みの里づくり計画の実現、これについても町としての農業振興、単独の施策として取り組んでいる状況とも踏まえてご理解いただければと思うところであります。以上であります。

○議員（13番 小原力三君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） 財政的に真に苦しいんだと町も。それはよく分かりますけれども、今年の作況指数を中国管内で見ますと鳥取県が一番悪く91なんです。これはもう不作とっていいほど不作でございます。だいたい広島が94でしたかいね、岡山93だったと思います。記憶しとります。

そこで町長、今、年金でってわしは言ったです。ここが大切なんです。年金で今、大山町の農業をされてるのが実態なんです。そこで、この合併した時に、3町合併した時に、育苗苗の1箱50円の本当に農家が、農家に助成がありましたけれども町から、1箱50円の助成金がありましたけれど、これも取り上げられたんです。合併したら、町長あなたに。うん、そうなんです。それでですね、今やね、この議員の中にもおりますけれども、大山町をバックにですね、名刺で片方は梨の絵が書いてあります。大山をバックにこの菜の花がダーと、一面に咲いている名刺を、これ本当にこれ大山の農業をPRしていこうと名刺まで作ってやっている議員もおるんです。ありがとうございます。本当にそこまで皆さん、ここにおられる皆さんもおそらくなんかの形で農業に携わっておられるじゃないかというふうに思います。そこで私は1農家に何百万、何十万の金を助成しろと言ったわけじゃないんです。今年みたいに凶作の場合に一部の共済金とか、あるいは育苗の苗とか、たとえ50円が30円でもいいです。それから種籾とか、そういうものでもいいんじゃないか、少しでも、ちょっと何といたしますか、肩を押すといいますか尻をもちやげるといたしますか、そういうこともあってもいいじゃないかと。今や農家が米が食べられない、百姓して米を作って米が食べられない状況なんでよ今。年金もどんどんどん減ってるんですよ。米作ったって赤字ばかりなんです。そのことについてもう一度お願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。小原議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、

なんかわたしが悪代官のような、非常に悪者のような追及を受けておりますが、決してわたしが今まで旧町で行われた農業に対する補助金をわたしの判断で止めたわけでも何でもございません。それは合併協議会の中で、いろんな施策の中で、すり合わせする中で、それぞれ議論をした中で決まったことだというふうに思っております。年金を減らした、年金が少ないのもわたしのせいではないというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

まあ確かに米価も下がり、農業も米を中心に取り組んでこられた大山地区の皆さんにとってみては大変、収益の減少ということは農業経営の中で大変だろうというふうには、それはわたしも理解はしているところであります。ただ、それぞれの個別の作物の生産に対して、それぞれ農家にどんどん助成を町が単独でしていくということがいつまで続くのかというか、実際にそれが本当に農業の振興策として永続的な施策になるのかというと、わたし自身は少し疑問を感じておるところであります。やはり、あくまでも農業としても産業でありますので、やはり自立をしていただく、そういった支援なり施策をしていくことがわたしは農政だろうというふうに思っております。そういった対極的に国の食糧の需給なり、先ほど申し上げました農地の保全、地域の環境、こういったものを取り組んでいく上では、やはり基盤の弱い、やはり経済的に基盤の弱い農業という産業を国としてどういうふうな位置づけをしていくかということ、このことの支えがないと大山町だけでその農業の方、農家の皆さんのそういった直接的な所得の支援をしていくということは非常に厳しいのではないかなというふうに思っております。従って大山町としても何とか今まである作物も当然大事でありますけれども、新しいことにも挑戦をしていただきながら、そして今大山の恵の里づくり、これもわたしも名刺に使っておりますけれども、大山というこの素晴らしい資源、このことを背景におきながら付加価値をつけて、よその米は1万円だけでも、大山山麓で採れた米なら1万5千円で買うよと、それももっと手がかけてあって、安全に安心できる無農薬、有機で作ってあって、これは大山の自然からもたらされたものだから、それだったら市場は普通の米なら1万円だけど、2万円でもいいよというようなですね、そういうふうなその仕掛け作りということが大事なんだろうというふうに思っております。

今も、国も先ほど申し上げましたように、小規模農家とか高齢者、大規模な農家へのシフト等施策をしていったものの見直しを今してきておりますし、対峙する民主党案としてはそれぞれ個別、所得保障というような農家の支援も打ち出しております施策として。与党自民党としても小規模農家、高齢者農家に対しての助成、このことも支援していかなくちゃならないという方針も出しておられるところであります。そういったやはり農業、農村に対してのきめ細かな支援、施策というものが早いうちに見えてくるのではないかなというふうに期待をしております。大山町としてはそう

いった大きな国の施策の中において大山町としての農業、これをさらに付加価値をつけ、地域の産業として大きな役割を果たしていただけるような取り組み、それは引き続き当然取り組んでまいりたいというふうに思うところであります。以上であります。

○議員（13番 小原力三君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） 今もいろんな国の政策で、町も後押しをしていくんだということでございますけれども、こういうことを言っちゃ、わしは1番嫌いなこととございますけども、やはり大山町は米、梨、ブロッコリー、葱じゃないかというように私は思っております。主要作物としてこれが今大山町に定着しているところでございます。その中で梨の共済金の負担を、これ言いたくはございません、はっきり言いまして。ないけれども、ちょっと言わしていただきます。共済金は掛ける、梨に、補助をする。じゃあ主要産物である米には何も国の政策やるんだと。農地、水、環境対策でやってくださいよと。あとは中山間地でやってくださいよと。あと大山町は何されるんですかとわし聞きたいですよ。何もしない、国の政策の中で、それを農家に説明不足もありましたけれども、説明不足も、ここに出向いて行って、こういう国の政策だからと、文書だけ読んだってね、分かりません。農地、水、環境対策事業なんて49項目も事業をやらないといけない。本当にこれは。それを全部1つの項目の中に書いて、その事業計画、事業実施、全部これを出さないといけない。49項目も。本当です。49項目もやらなきゃならないんです。そういう今や49項目も年金を受取っている人間が出来ますか。どうやって明日の米を食おうかと、年金はどんどんどんどん無くなっていく。百姓すれば百姓するほど、農業するほど年金は無くなっていくんですよ。そういう実態をもう一度考え直して答弁してください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁をさせていただきますが、わたしもはっきりした数字持っていませんので、ちょっと今の農地、水、環境保全対策事業の実施項目、49項目ということでありましたが、とんでもないそんな項目しなくてもけっこうだというふうに思っております。そんなに難しい事業ではございません。そこら辺はまた実際の計画見ていただければいいと思っておりますが、いずれにしても直接的にですね、農家に対しての補償、所得を補うための町の施策としてですね、事業をしていくっていうのは、それはどれだけ財政の金があっても難しいだろうというふうに思っております。今、年金しかないから、米が食えないから、農家が大変だから金出せという話でありますけれども、それを町として農家の皆さんにいくらかの生活費を農業をやっておられる方に直接的に支援をするというのは、これは農業だけではなくて、それを農家が潤えば、商業も潤うんだと思っておりますけど、商業者の方も大変でありますし、いろんな場面大変な状況であります。

従って確かに農家の皆さんにとってみればそんな思いもあろうかと思えますけれども、行政としてなかなか単独でそういった所得の補償をしていくということは、まず施策としての取り組みは今の財政からいっても、ある程度財政にゆとりがあっても難しいのではないなというふうに思っておるところであります。しかしながら決して申し上げましたように町が何もしてないわけではないわけでありまして、何度も申し上げますけれども、意欲のある農家の方々と一緒になって農業の所得を上げる方策、取り組みましょいやということをやっておるわけでありまして、どうかそういった中で一緒に農家の皆さんも行政の取り組み、われわれの情報もしっかりと受け止めていただいて、一緒に農業を通して所得の向上なり、地域の活性化につなげていくような、そういった取り組みを是非ともご参画いただきたいというふうに思います。以上であります。

○議員（13番 小原力三君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） 大変時間が中途でございまして、次は、16番議員の質問になるとは思いますが、途中でやめるということもいけませんので、これで本日の会議終わります。明日9時半から残りの方の質問を受けたいと思いますので、これで終わります。

午後4時27分 散会